

第 13 回 R D 最終処分場問題対策委員会 議事録

平成 20 年 3 月 15 日

於：滋賀県人権センター 大ホール（4 階）

1 . 開会	司会	<p>それでは、定刻になりましたので、第 13 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	岡村委員長	<p>それでは、ただいまから第 13 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催いたします。ちょっと私、風邪を引いております関係で、よく声が通らないかもしれませんが、お許しいただきたいと思ひます。</p>
	司会	<p>それでは、議事に入ります前に、まず会議の成立および配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
		<p>本日出席していただいております委員の皆さんは 11 名でございます。委員総数の半数を超えておりますので、R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p>
		<p>それから、本日の資料につきまして確認させていただきます。まず、資料 1 ということで、A 3 判の掘削調査状況報告（速報）がございます。それから、資料 1 の附属としまして、A 3 判の掘削調査状況写真集がございます。それから、資料 2 ですが、産廃特措法の適用についてという A 3 判の資料がございます。それから、資料 3、R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）素案に対する委員ご意見という A 4 判の資料がございます。</p>
		<p>それから、委員提案資料 というのが A 4 判でございます。それから、昨晚、江種先生からメールをいただいておりますので、これに資料番号はついておりませんが、メールのコピーを入れさせていただきます。それから、R D 最終処分場対策についての委員提案（骨子）にかかる関連資料ということで、A 4 判の高谷清さんの提案の資料がございます。</p>
		<p>それから、本日お配りはしておりませんが、今日ご持参いただくということで、前回の委員提案（骨子）R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）を今日お持ちでない方につきましては、事務局のほうに申し出ていただければ、用意しておりますので、お申し出ください。</p>
		<p>それ以外につきましては、こちらの方で用意したものではありませんけれども、配付されているかもわかりません。</p>
	岡村委員長	<p>以上、資料の確認をさせていただきました。よろしいでしょうか。</p>
		<p>よろしゅうございますでしょうか。</p>
		<p>それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきますけれども、本日は、委員会の報告に関する事項について十分議論する必要がありますところから、12 時 30 分頃を目途に進めたいと思ひます。委員会も大詰めを迎えておりますので、審議の状況によっては、皆さんのご了解を得まして延長したいと思ひますので、委員会がスムーズに運営できるよう皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。</p>
		<p>また、審議につきましても、委員会の報告に関する事項について時間をかけた</p>

2. 議論
(1) 掘削調査の結果について

谷本主査

いと存じますので、その他議題の資料説明は簡潔に行うというようにしたいと思
いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、まず初めの議題(1)の掘削調査の結果についてであります。掘削
調査が終了いたしましたので、その結果について簡潔に事務局から報告と説明を
お願いいたします。

説明させていただきます。資料1をお願いいたします。

資料1の3ページに、今回掘削した箇所およびドラム缶が確認された位置等
について記載させていただいております。

掘削は3月11日に完了いたしまして、現在埋め戻し作業を実施しております。
掘削ボリュームにつきましては、概算で13,750 m³というように報告させていた
だいておりますけれども、精査の結果14,850 m³掘削しておりました。

ドラム缶につきましては、3月12日現在で142個確認されております。出土
した時点で確認した性状で分別させていただきますと、コールタール状のものが
86個、鉍滓が11個、燃え殻が3個、樹脂のものが2個、空が25個、コンクリー
ト6個、その他9個となっております。また、場所別に申し上げますと、 - 1
ブロックから11個、 - 2ブロックから36個、 - 1ブロックから16個、
- 2ブロックから17個、 - 3ブロックから1個、 - 4ブロックから61個と
なっております。

また、樹脂の固まったものにつきましては42個確認されております。これは、
ドラム缶の内容物ではなく、その他の廃棄物として確認されております。また、
木くずが多量に確認されておりますし、 - 1ブロックと - 4ブロックでは医
療系廃棄物が1カ所に集中して確認されておりました。以上でございます。

岡村委員長

ありがとうございます。ただいまの説明、ご報告に対しまして意見、質問がご
ざいましたらお願いいたします。

梶山委員

内容物の確認は、まだこれからの話ですね。例えば、コールタール状だとかコ
ンクリート系汚泥だとか鉍滓とか書いてありますが、これ以上詳しいことは今の
時点ではわかっていないと。

谷本主査

現在分析中でございます。

梶山委員

それはいつ頃わかるのですか。

卯田副主幹

現在、分析機関に出しておりますので、間もなくわかる予定ですが、速報値も
まだ出ていない状況です。申しわけございません。

當座委員

ドラム缶ですけれども以前市道側で出てきたドラム缶の中身もコールタール
状のものということで前にも発表されているのですけれども、それよりは幾分か
というか、油状のものが今回見つかった中に多かった様に思います。この処分場
で廃油というものを特管物としても扱っていますし、そういうものも入っている
のかなという感じは受けました。分析の結果が出てきてみないとはっきりしたこ
とは言えないかもしれませんが、そういう感想を持っています。

島田委員

深さ方向に出てきているものの分布が資料中にあります。例えば、資料1の9
ページですけれども、深さ方向に出てきているものや性状の大まかな特性がござ
いましたら、ご紹介いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

谷本主査	<p>深さ方向につきましては、ケーシングで深さが確認できますので、これでやっているのですけれども、深さ方向のある一定の傾向といえますか、廃棄物の埋設傾向等については確認できる状況ではないです。</p>
當座委員	<p>ブロックの - 2 のところで、計画よりも、G Lから下に向けても1m 深く掘っていただいていますけれども、市道側に向けて1m 半ぐらい余分に掘っていただいている中で、ドラム缶が10個、14個、ちょっと数は忘れましたが、出てきています。 - 1 のところではドラム缶は確認できなかったのですけれども、市道側というか、法面ぎりぎりのところまで埋められている可能性があるので、ほかの部分は調べられていないということなので、そこにドラム缶が埋められている可能性というものを強く感じました。</p>
島田委員	<p>先ほど島田先生がおっしゃった深度によるというお話の中で、廃棄物の特性というか、どういう状況かという中で、処分場に行かせてもらっていて、木くずが本当に多いというのを思いましたし、特に集中して出てきている箇所とそうでないところ、あと医療系廃棄物なんかで点滴の瓶とか、そういうものというのは、集中して出てきているところと、ぼろぼろという形で全体的に見かけられるなということを感じました。</p> <p>あとは、廃棄物自体が、本来は15cm 以下に切断して埋めなくてはいけないということですが、本当に大きなままで埋められている、違法な埋め立てがされているという状況が至るところで目につきました。以上です。</p>
島田委員	<p>何度も失礼します。この掘削調査を始める前に、元従業員の方などへのヒアリングを重ねて、過去のいろんな資料をベースに、この辺りということでポイントを絞って、この委員会でも議論して掘削をしたというように理解しているのですが、そういった証言と実際に掘削してみた結果との関係というのでしょうか、やっぱり証言どおりこういうところに埋まっていたとかいうようなところ、なかなか説明しにくい部分もあるかと思いますが、全体的な評価をお聞かせいただければと思います。</p>
上田室長	<p>お答えをいたします。今まだ終了したばかりで、総括的な検討はしていないのですが、この資料の3ページをご覧くださいなのですが、まず ブロックで重機による掘削を行いました。これは、西市道側に105本のドラム缶が出てきたということの縁続きを調べたわけですが、この絵のように、 - 2 ブロックですと、この近くに出てきているし、もう1つ言いますと、もっと奥の方にも出てきている。この辺りが一体何年頃に埋め立てられたかというのをもう少し許可関係書類等で確認していきたい、もしくはそういう関係者に確認したいと思っています。</p>
上田室長	<p>それと、その上の ブロックですが、これは汚泥が埋め立てられたということで、 、 、 のケーシングを実施し、また深い大きな穴ということで、 、 、 、 について調べたものでございますが、この汚泥については、もう少し確認していかないといけませんけれども、確認ができなかったかなと思っております。 、 、 の辺りについても、特に何が埋まっているかわからないという状況の中で言うと、どうなのかなということで、これはもう少し評</p>

価を加えていきたいと思ひます。

次に、ブロックのドラム缶でございますが、- 2ブロック辺りは私どもが直接証言者に聞いたものでございまして、この下に集中的に出ていたものがございします。また、- 1ブロックについては、住民団体からいただいた情報で、地図情報で見たらこの辺りだということで、これは精度の高い情報であったと思っております。

それと、ブロックでございますが、ブロックは入り口でございます。ここは、焼却灰が埋まっているのではないかとということで確認をしたのですが、廃棄物は埋まっていたわけでございますけれども、そのようなものは余り見当たらないという状況でございます。

分析結果と埋め立ての許可関係書類を再度確認し、もしくはまたご協力いただけるなら、その証言いただいた従業員さんにもお会いしながら、総括をしていきたいと思っております。

梶山委員 今、許可関係書類というお話が出たので、関連して伺うのですが、特管物だけについて最初のマニフェストが始まったのが1992年ですね。全産廃に拡大されたのが97年でしたね。そのマニフェスト関係のデータは、全部県で把握されているのですか。

上田室長 残念ながらすべてを把握しているという状況ではございません。医療系関係の契約書等を押さえている部分はあるのですが、マニフェストは5年保管ということになっていきますので全部を把握しているという状況ではございません。

梶山委員 ただ、実績報告書等で、マニフェストに基づいた報告が県にされているはずですよ。それはあるのですね。

上田室長 平成2年以降の実績報告で、どういふ事業者がどういふものを持ってきたという報告がございします。それは私どもで把握しております。

梶山委員 それから、契約書の話が出ましたが、収運業者あるいは排出事業者とRDとの契約書は、いつ頃からのものがあるのでしょうか。

上田室長 契約書があるということは知っているのですが、ちょっと年度までは覚えておりません。

梶山委員 これは、後の実施計画との関係で、そういうものを調査して、実施計画に費用負担を追及できるかどうか記載することになっていきますよね、環境省に出すやつについて。それとの関係でお聞きしています。

上田室長 今、梶山先生にご指摘をいただきましたので、私ども、それと含めまして、例えばブロックから新聞が出てまいりました。その新聞は平成8年であるとか、それから医療系については、できるだけ年度がわかるものとか、その医薬品がいつ頃つくられて、いつまで有効なものであるとかいふような調査をして、不適正処分がいつ頃行われたかということの推定も今後していきたいと思っております。いつ頃の年度に埋められたものがあるかというのを調査していたのですが、そんなにございませんが、例えば新聞がそのまま出てくるとかそういうものがございしましたので、そういうことで、梶山先生がおっしゃるように、不適正処分を行った者についての責任追及をやっていきたいと思っております。

早川委員 医療系廃棄物の話が出たので、12 ページに医療系廃棄物の埋め立て状況の写真がありますが、前回現地を見させていただいたときに申し上げたことですが、青いビニール袋がありますね。R D社は青い袋で医療系廃棄物を集めてきたと思いますが、この青い袋はR D社の袋だということはその後確認されたでしょうか。

上田室長 赤はR Dエンジニアリングと書いておりました。これも、医療系であるか感染性であるかということで注意深く見ていたのですが、熱処理をされて曲がったような形のものが多数出てきているので、もう少しきちっとしないといけないかもしれませんが、どうも一旦熱を加えたものを持ってきているというようなことも推定の一つに入っております。確認しているのは赤だけでございます。

當座委員 ブロックの - 4 のところ、ちょうど木くずの焼却炉の方へおりていくスロープのところ、50 個以上ドラム缶が固まって出てきたのですけれども、分厚いコンクリートの下の方に埋められていたということを見ました。この焼却炉というのは、昭和 61 年に木くずを焼却するために炉が建てられ、その後、平成 7 年の 10 月に処理能力の低下によって新しい焼却炉が建てかえられて、今の形になっていると思うのですけれども、そのときに、わからないようにというか、そのドラム缶を埋められたのかなという印象をすごく持ちました。

この場所に関しては、県の方が聞いておられる証言者の方のおっしゃるとおり、5m ぐらいのところからたくさん出てきたわけですが、住民団体の方が聞いておられる方の話だと、その方というのは廃トレーが埋まっているということをおっしゃってくださって、それを調べたところ、本当に証言された方がおっしゃっていたところに廃トレーが埋まっていたということがありますけれども、その方が ブロックの木くず焼却炉の近くで深くに埋めたという証言をされています。今回の調査自体は5m までしか掘らないということで、5m ぐらいでドラム缶が出てきたときに、1m ほど余分に掘っていただいて、確認は県の方でしていただいているわけですが、深くということなので、5m 程度という話ではないと思うのですけれども、埋められているという証言もあるので、この炉を建てかえたときに、もっと深くに埋められている可能性はあるのではないかなということをおっしゃって心配しています。

それと、ブロックの汚泥のところですが、どこのポイントか忘れていたのですが、現場で県の方に案内してもらって歩いているときに、無機汚泥だといって白っぽいようなものがあつたのを覚えているのですけれども、それがどこのポイントかわからなくて、無機汚泥だからといっていいのですかという会話をした覚えがあつて、汚泥があるのかないのかというのをあの廃棄物の中からどうやって調べられるのかなと思いつつここに至っているのですけれども、あれだけの廃棄物の中から汚泥の固まりが出てくるというような状況ではなくて、一部、少し固まって存在していたというのも事実ですが、そこら辺、分析結果を待つしかないのかなと思います。

岡村委員長 ほかによるのでしょうか。それでは、特にほかにないようでしたら、この議題につきましてはこれまでといたしたいと思つています。

それでは、議題(2)の廃棄物処理法と産廃特措法についてでありますけれど

も、この議題につきましては、前回の委員会で私の方から法の枠組みなどについて説明していただくよう指示したものでございます。事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

資料2の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、廃棄物処理法の関係の措置命令につきまして、その条文を抜き出しさせていただいております。2ページの左側の第19条の5(抄)の中で、アンダーラインを引いておりますが、「産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる」という規定でございます。

アンダーラインのところは、右側の(1)「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」については、 から までの説明が行政処分指針でなされております。これは、以前対策委員会の資料にも出させていただいたものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、条文の中で「必要な限度において」ということが書いてありますが、この「必要な限度」について解説がしてありまして、「支障の程度および状況に応じ、その支障を除去しまたは発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならない」という処分指針が示されております。

それと、「命ずることができる」ということになっているわけですが、このことに関しましては、「合理的根拠なくしてその権限の行使を怠る場合には、違法とされる余地がある」ということで、「できる」だからしないということではなくて、合理的な根拠なくしてその権限の行使を怠ってはいけませんというようなことが(3)で書かれています。

それと、「処分者等」については、19条の5の中に書いてあるのですが、これも処分指針の中で説明をさせていただきますと、2ページの(4)の処分者等のところを見ていただきたいのですが、実際に不適正処分を行った個人、次のページを見ていただきたいのですが、法人の場合ですと、不適正処分を指示した役員、不適正処分が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、以下、説明は簡単にさせていただきますけれども、ここに書かれている者に対して措置命令を発することができる。それから、業務として不適正処分を行った場合ということで、以下のことが書かれております。3ページの下を見ていただきたいのですが、第19条第1項第4号に該当する者ということで、不法投棄などを斡旋または仲介したブローカー、それからもう一つ、これを知つつ土地を提供するなどした土地所有者、そういう者にまで措置を命ずることができるということで書いております。

次に、3ページの1.2、代執行でございます。代執行につきましては、廃掃法の中で、「都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる」と書いてありまして、代執行における費用の徴収については代

執行法に基づいてやるということになっておりますので、4ページに第5条、第6条を書かせていただいております。基本的には費用を徴収するわけですが、その徴収の仕方につきましては、国税滞納処分の例によるということで、税金の徴収と同じやり方でできるという強い権限が与えられているところでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。これは、産廃特措法の内容でございまして、5ページの右側でございますが、第4条4項で、「都道府県等は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法第43条又は第44条の規定により置かれる審議会、これは滋賀県で申し上げますと滋賀県環境審議会でございますが、その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない」と。対策委員会の報告書をもとに、滋賀県は実施計画を策定するというようにしておりますが、その実施計画書につきましては、環境審議会等のご意見をいただいて、最終的には環境大臣の同意を得ていくという形になっております。

次に、6ページをお開きいただきたいのですが、これは産廃特措法の中の方針に示されている内容でございまして、特定産業廃棄物の処理の方法です。この実施計画を認めていただきますと、国からの支援、交付税措置が受けられるわけですが、その支援する処理の方法について方針が示されておまして、6ページの左上のを見ていただきたいのですが、「支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況および地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。基本的には次のアからウまでに掲げる方法によることとし」ということで、アは特定産業廃棄物等の掘削および処理、イは原位置での浄化処理、ウは原位置覆土等ということでございます。この内容につきましては、現在6案が出ているわけですが、産廃特措法の方針に示される方法で対策工を考えますと全量撤去案とか原位置での浄化処理案、それから覆土は出ておりませんが、揚水、現在の6案でございますが、そういうものがア、イ、ウの中に入ってくるということでございます。あと、都道府県の関係とか国との連絡の関係とかというのがそれ以降に書いてありますけれども説明は省略させていただきたいと思います。以上でございます。

岡村委員長

ありがとうございます。今のところ考えられているスキームは措置命令をかけて、そして代執行をかけると。それからできる限り特定産廃特措法の適用を受けるということを念頭に置いているわけでありまして、今ご説明いただきました点につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

梶山委員

質問というよりも、委員長がこれを調査すると指示された理由は、要するに全量撤去を措置命令として出せるかどうか、それに1つはあったと思うのです。そういう意味で、今、事務局からのご説明には、その結論部分については何もお話がなかったわけですが、それは委員会の判断だということによるしいわけですね。私自身は問題ないと思っておりますけれども、その一番大事な結論部分について何かお考えがあるのならお話ししていただきたいと思います。

- 上田室長 この対策委員会を設置させていただいたそのもとは、一昨年の 10 月にお示しさせていただいたこの問題に対する県の行政対応方針でございます。その行政対応方針の中には、科学的知見に基づいて幅広い議論をいただいた中で対応策を見つけていくという姿勢がございます。その中で、対策委員会でご議論をいただいて、これが望ましいというお答えをいただいた上で、県は実施計画を定めるということにしておりますので、まだ県が実施計画を定めていない段階の中で、法律云々の話というのは、こういうことはご承知いただいていたらよいかということでございます。
- 梶山委員 実施計画は措置命令の範囲と不可分一体のものだと思いますから、そういう意味で言いますと、この委員会の中で全量撤去を前提とすることが可能なのかどうかということは、実施計画、その基本となる対策工を議論する上で不可欠だと思うのです。なかなか結論を言いたくないという気持ちはわからないわけではないのですが、簡単に言えば、全量撤去という措置命令は可能だという前提で、ここで議論することに問題はないという前提でいいわけですね。やはりそこは今のお答えと同じになってしまうのでしょうか。
- 上田室長 この処分場からの生活環境保全上の支障を全量撤去しなくては取り除けないということであれば、その部分についての議論はないと思っています。そういう中で、私ども、この対策委員会の中で幅広いご議論をいただきたい。その中で、対応策を取りまとめていただく。その上で、また判断させていただきたいと思っています。
- 島田委員 今の論点と関連して、別の資料からの質問ですけれども、資料 2 の最後の参考資料の 10 ページのところ、他府県での例で、一番右のところ、基本方針の概要ということが書いてあって、今の議論と非常に関連が深いので、質問ですけれども、例えば 6 番、下から 3 段目の上越市の基本方針で、燃え殻の全量撤去による飛散・流出防止ということが書いてあります。例えば、こういうような全量撤去をしている例というものは、産廃特措法の中で認められた事業として、どういう要件を満たしたから、こういうような基本方針として打ち出されているのか。ここじゃなくても結構ですけれども、全量撤去している事例の要件をもう一回ご紹介いただければと思います。
- 梶山委員 関連して先にいいですか。基本的には、特措法の基本方針がありますよね。要するに、これ以上細かい要件というのは、環境省としては本当に出しようがないので、特措法と廃棄物処理法と基本方針、これ以上細かい要件というのはあくまでも参考以上の意味は持たないというのが 2000 年の地方分権一括法以来の法令上の決まりでありまして、簡単に言うと国は法令以上のもので地方公共団体を指揮監督してはいけない、あくまでも参考以上の意味を持たせてはいけないというので、これは国の方針よりも強い縛りが実際にあるわけですし、そういう意味で言いますと、法令上の基本方針の方が実はその辺はきちんと書いてあるのです。
- きちんと書いてあるというのは、ちょっとその部分を読みますけれども、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」ということについて、基本方針で明確にこう定義しています。「社会通念に従って一般的に理解される生

活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実に生じ、または通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう」と。ですから、いずれも社会通念と通常人、要するに普通の人がそう思うかということの基本にしているわけです。

ですから、そういう状態があれば、全量撤去が唯一の方法かということは、必ずしもそこまで議論する必要はない。つまり、経済的な問題とかそういう問題は当然あるわけですが、単に措置命令の範囲という意味では、全量撤去が支障除去の方法として有効な方法であるということであれば、措置命令としては出せると。ただ、その後の対策工の問題では、おそらく経済的な問題、いろんな問題を考えなければいけないということは当然だと思います。

それから、生活環境の支障のおそれが残るかどうかがというのは都道府県が判断すべきであるというのを環境省が特措法のすぐ後の通達で出しているわけです。都道府県が判断すると。ですから、そこはやはり国がどういう要件を持っているかということではなくて、事実上の要件というのはあると思いますよ。事実上、こうやらないと金を出してやらないよという縛りはあり得るかと思いますが、法令上はないと考えるべきだと思います。

島田委員

非常にクリアなご説明、ありがとうございました。

では少し裏返して、10 ページの一番下の事例、村田町竹の内地区産業廃棄物処分場のところの基本方針で、「有害産業廃棄物の判定基準を超える有害物質等を含む性状にはならないことから産業廃棄物を撤去する必要はないと判断し」というのは、今の解釈で言うところの県はどこかわかりませんが、当該都道府県あるいはそこに設置された対策委員会等々の判断だというように理解すればよろしいでしょうか。それとも、何か法令等の規定に基づいた判断でしょうか。

上田室長

先程の島田先生のご質問でございますが、産廃特措法の基本方針の中に、有害産業廃棄物の判断基準というのがございます。その有害産業廃棄物といいますのは、例えばPCBとか感染性廃棄物とか廃石綿、それから総水銀とかカドミウム、ダイオキシン類もございしますが、基準値が非常に高いものを特別管理産業廃棄物の判定基準として定めておりまして、例えばダイオキシン類ですと3ng以上とか、総水銀ですと0.005ということで、一般の基準よりも高いものを有害産業廃棄物というような判断基準にされております。そういう中では、もちろん環境省の同意をいただくわけでございますが、その方針と法律を見ておきますと、そういうものの除去ということは可能と考えられるのではないかと考えております。

梶山委員

有害廃棄物については廃掃法に定義があるわけで、それをおっしゃったのだと思いますが、その基準というのはあくまでも廃棄物の有害性に係る判定基準で、いわゆる溶出試験ですよ。溶出試験の基準をおっしゃっているわけです。

それと、特措法とか基本方針との関係で言えば、概ね30mごとにブロックに区切って、その中央部分についてボーリング調査をなさないと明確に書かれていますね。本件は60mでしかやっていないから、そういう意味で言うと4分の1しかやっていない。ある意味ではサボった調査しかやっていないわけですね。

もう1つは、そのブロックの中で有害廃棄物が見つからない場合でも、補助率3分の1は認めますよということが明らかに書いてあるわけです。ですから、有害廃棄物がなければ生活環境の保全上の支障が認められないかということ、決して特措法もそういう建前はとっておりませんで、その中で見つからなくて3分の1は補助するということが明らかに書いてあるわけですから、今の説明はちょっと誤解を与えるご説明かと思います。

上田室長

30m単位でということにつきましては、この問題を解決するために、私どもは国から専門家チームに来ていただきまして、これは産業廃棄物処理事業振興財団に支援をいただいたわけですが、その財団のお示しになるマニュアルの中で、概ね60mでも構わないと。しかし、私どもはそれにプラス、今回実施いたしました掘削調査、現に掘削調査もいたしておりますし、平成11年に硫化水素が発生して以来、約10万tの廃棄物の移動をしておりますし、ボーリング調査もしておりますし、そういうものを加味した上で、私どもは現状の把握ができるというように思っていて、第3回の対策委員会の中でご審議をいただいたと思っております。

梶山委員

この問題をどこまで議論するのか、時間的问题がありますので簡単にしたいと思いますが、僕も財団のプロジェクトにしばらく入って、付き合いもある団体なので申し上げますけれども、財団の言うことと国の法令に基づいた基本方針とどっちが遵守すべきものかといえば、それは基本方針ですよ。財団がどう言ったかは別にしてですね、財団をそういうように権威づけるのは、私はおかしいと思っています。

それは別としまして、いずれにしても、有害廃棄物があるかないかよりも、あくまでも社会通念あるいは通常人の感覚をして生活環境の保全上の支障があるかどうか、これが措置命令をかける大もとになるわけですから、そういう意味で言うと、全量撤去に関する措置命令をかけることは問題ないという前提で議論すべきだと思っています。

早川委員

ちょっと今の話と外れる観点からの質問ですけれども、2ページの「命ずること」についてのところの解釈ですが、「不適正処分された産業廃棄物の種類、数量」云々とありまして、「合理的根拠なくしてその権限の行使を怠る場合には、違法とされる余地がある」と書いていますね。あの処分場は、許可容量の1.8倍の廃棄物が埋まっているということが確認されています。1.8倍の廃棄物をそのままにした場合、つまり逆に言うと、何も権限を行使しないで撤去させなかった場合は、違法とされる余地があると考えてよろしいですか。

上田室長

この命令は、生活環境保全上の支障またはその生ずるおそれが認められるときに命ずるということですので。だから、埋め立てた量が多いとか少ないとかいうことだけでお答えできないのですけど。

岡村委員長

多分、一般的な行政法のあれからいけば、許可された容量を超えたからといって直ちに、もし法律上に原状回復の命令をすることができるという規定が書いてあればできますけれども、そうでない以上、今、上田室長が言われたとおり、それだけではやっぱり措置命令はかけにくいだろうなと思いますね。

早川委員	違法になるかならないかの問題ではなくて、違法とされる余地があるかどうか聞いているのです。
岡村委員長	だから、違法とされる余地があるというのは、行政が違法というようにされるということで、それは当然、似たような場合も、幾つも最近判例が出ていますけれども、行政機関が適切に権限を行使しない場合には、それは違法だということで、今までは主として損害賠償ですけれども、幾つも認められています。
梶山委員	いわゆる民事上の行政権の違法行使の問題と、あくまでも行政対応としてのいわゆる行政法規上の違法対応の問題は、こういう分け方がいいかどうかはわかりませんが、国は峻別して理解していると。そういう意味で言いますと、平成 13 年と平成 17 年に国が 2 回にわたって、都道府県の担当者にあてて、廃棄物処理法関係を含めて違法な行為があったら断固たる措置をとれということで、非常に長い通達を出しているのです。おそらく、ここの考え方はそういう考え方に立っているわけで、違法な行為について行政指導というような、要するに簡単に言えば甘ったるいことをやっていたはだめだ、直ちに行政命令、あるいは場合によっては刑事告発に踏み切るようにということで、これは皆さんお読みになっていると思いますが、それまでの都道府県行政がいかに事業者に対して甘いことをやっていたか、あるいは行政指導を繰り返して違法行為の山を築かせてきたかということ国でさえも認識している。その上に立って、あれだけの通達を 2 回出してきたわけですから、通達を出すこと自体、私は問題だと思っていますけれども、言っていることはまさに正しいわけです。そういう意味で言うと、まさに襟を正して、少しの違法行為であってもきちんと対処しなければいけない。ですから、行政法規上の違法というのをやはり厳格に解釈すべきだという意味では、まさにこのとおりだと私は思います。
當座委員	今、梶山先生がおっしゃった通達というのは、平成 13 年の 5 月に出された分と、平成 17 年の 8 月にされた行政処分の指針についてということでしょうか。
梶山委員	そうです。
當座委員	私もまだ十分に目を通せていないのですが、今おっしゃったみたいに、産業廃棄物処理業の事業の停止および許可の取り消しという部分で、「産業廃棄物処理業者が不法投棄等の重大かつ明白な違反行為を行っているにもかかわらず、原状回復責任を全うさせる等を理由に許可の取消処分を行わず、事業停止処分等にとどめる事例が見受けられるが、当該運用は、不法投棄等の違反行為を事実上追認するものであり、適正処理を確保するという許可制度の目的および意義を損ない、産業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものであるばかりか、違反行為による被害を拡大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ公益を害するものである。したがって、こうした場合には、躊躇することなく取消処分を行った上で、原状回復については措置命令により対応すること」というようなことが載っていて、私も勉強不足でもう一つわからないのですが、R D 処分場は安定型の処分場ですね。今回の追加調査で 720,000m ³ の廃棄物があるということがわかって、ここの許可は約 410,000 m ³ で、その約 310,000 m ³ というのは不法投棄されたというように解釈していいものであれば、

その分はきちっと原状回復するべきだと思いますし、あと残った 410,000 m³の中で不適正処理されてきた廃棄物に関してどう対策をとるのかという 2 本立てで考えなくてはいけないのではないかなと、ちょっとこれを読みながら思っていたのです。

あと環境省の方にお電話して、この処分場は 720,000 m³だということがわかって、310,000 m³を出してほしいと思っているのですけれどというお話をする中で、まず適正な状態に戻すことをしなくてはいけない、許可要件に合うように戻しなさいと命令するというか、行政がそういう判断をしなくてはいけないみたいなことをおっしゃっていて、そこは本当にそのとおりだなと。やった者勝ちというか、埋めたらそれでいいのだというのではなくて、やっぱりそこはきちっと原状回復していただかないと、私らはまたそういうことをされるのではないかという不信感が残ったまま、きちんと対応していただけないということをしごく思うので、処分場に不法投棄された部分、310,000 m³というものをどうのように扱えばいいのかというのは、ちょっと考えていただきたいと思うのですけれども。

梶山委員

大変鋭いご指摘だと思います。いわゆる法律の規定ですと、不適正処分という形でくくっているわけです。これは、必ずしも不法投棄に限定されないと。特措法の関係で環境省が平成 15 年に出した基本方針以前の解釈通達にもそれは明記されていまして、例えばこういうことを書いてあるのです。廃棄物処理法 12 条第 1 項の産業廃棄物処理基準または同法 12 条の 2 第 1 項の特別産業廃棄物処理基準に適合しない処分のこと、これが不適正処分だと。通常の不法投棄のみならず、最終処分場等に使用されていた場所で、産業廃棄物の処分時点の処理基準に適合していない処分が行われた結果、周辺的生活環境の保全上支障が生じている場合にも、産廃特措法の対象となり得ると、これは明らかに書いてあります。

それで今回木くずが大量に下の方まで見つかっていますよね。木くずはこの処分場で言いますと明らかに処理基準違反なので、全体にわたって処理基準違反であるという推定が今回の調査を見る限り言えるのではないかと思います。

上田室長

おっしゃるとおり、木くずは処理基準違反です。

いろいろ議論があるようでございますけれども、私どもは先程説明させていただいたように、生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれが認められる、そのものに対して、必要な限度で、不適正処分を行った者に対して措置命令を発すると。その範囲内で、その全部または一部について県は代執行するというような基本的な考え方でやっていくべきかと思っています。

梶山委員

確かに、理屈はそうです。ただ、生活環境の保全上の支障または生ずるおそれというのは将来も含む話で、つまり現実問題として明確に線を引ける性格のものではありません。実際には、将来どれだけの支障が生ずるかなどということを明確に予測できる人はどこにもいないはずですから、やはり安全側で見なければいけないという基本的なスタンスは必要だと思います。

岡村委員長

それから、前回問題になっておりました産廃特措法が平成 25 年 3 月 31 日で失効しますけれども、この点はどうなりましたか。それまでに事業を完了していかなくてはいけないのか、それとも事業に着手していればいいのか。

上田室長 私ども、環境省に確認をいたしました。平成 25 年 3 月 31 日で失効すると。完了していく必要があるということで確認しております。

梶山委員 これは、産廃特措法の解釈としてもおかしいと思いますよ。事業を完了していると今おっしゃっているのは、工事も全部終わっているという意味ですか。

上田室長 はい。

梶山委員 今、平成 20 年ですよ。そうすると、5 年、10 年、15 年計画というのは無意味になりませんか。要するに、これは産廃特措法で実施計画を立てて、それが環境大臣によって同意を受ける、その期間というのが普通の法解釈でもあり、実際、環境省のホームページでは、平成 25 年 3 月 31 日までに基本方針も出すし、基本計画も全部立てるといことが謳ってありますよね。工事まで終わらなければいけないとすると、全量撤去 20 年計画、10 年計画というのは全部意味がなくなってしまうのではないですか。

上田室長 私の考えでは、例えば全量撤去をする中で、平成 24 年度までの実施計画をつくるのだと思います。それについて環境省の同意を得られれば、国からの交付税措置をいただけると。実際はその後引き続き、県は自分のところのお金で、満額県費でやっていこうと思っています。全体計画がある中で、部分的な実施計画を環境省が認めてくれるかどうか、そこはまだよくわかりませんし、現に確か岐阜市の部分については平成 24 年度までの実施計画を定めておられて、協議をされているというようには聞いております。だから 16 年の実施計画をつくることはできるけれども、環境省へ持っていくときに、16 年の実施計画は困りますよ、私どもは平成 24 年度までですよというような解釈を私はいたしております。

梶山委員 今ここで議論しても恐らく水かけ論になるので、私は私の方でもう一度調べてみますが、法解釈としてはちょっと納得できないですね。例えば、全量撤去する場合に、ここまでは何年でやりますよと。そうすると、例えば 10 年間で全量撤去を考えた場合、5 年分だけの実施計画を立てるという意味ですか。あとは全部県費でやるという意味ですか。

上田室長 その 5 年の計画の中で、生活環境保全上の支障の除去が一定できることを認めてくれるかどうかはわかりません。ただ、私どもは、平成 24 年度までで目標も達成した上での実施計画を持っていくべきだと思っています。

梶山委員 非常に非現実的な解釈だと思いますが、その辺は、今日ここでやり合っても水かけ論になるので。

岡村委員長 お互いに詰めていただきたいと思います。

田村委員 殊ここに来て、やはり県の大きな英断が必要だと思うのです。特措法の問題でも、私が独自に思うのは、住民の人が心配している部分もそこだと思うのですが、特措法にかけるとい部分については、全周遮水壁の部分については特措法の工事完了も含めて終了するので、その部分については特措法として国から一定の補助が得られると。しかし、その後の十数年かかる全量撤去を含めた案については、それが決まれば、県としてやっていかなければいけないと。ただし、県としても財政がこういう状況にあって、実際はそこまで導きたくないというような状況があると、おのずと我々の方向性がどんどんどんどん狭められてくるというように

思っているのです。ですから、どうも県の意向の方にまんまと進んでいくのではないかという懸念があるのです。

特措法のことだけを言われると、先程梶山先生も言われましたけれども、そもそも14年とか15年という案などというのは不可能に等しいわけです。だから、逆に言えば、特措法の部分についてはこの部分だということを明確に言ってほしいのです。今考えられるのは、時限的に言っても、全周遮水壁の部分しか特措法にはかからないわけですか。そういったことも含めて、またあと数回しか回数を残さない状況において、僕が甚だ遺憾に思っているのは、嘉田知事が、この対策委員会で決められなかったら私が決めますなどということを言っているのですが、じゃあ、この対策委員会は何やと僕は思っているのです。そういった意味では、あと2回一生懸命やらなければいけないと思っていますが、県も、この時期に来て、最大限今考えられる予算はどれぐらいあるのかということのも実際に定義していただきたいですよ。私は、この会議を不毛な会議にしたくない。そういうように思っています。

それと、委員長、環境省からも来られていますので、特措法に関する部分でちょっと意見をお伺いしたいのですが。

岡村委員長

公式な場所ではないので、公式的な見解を今この場で環境省からいただくというのは多分まずいだろうと思います。

田村委員

まずいですか。

岡村委員長

ちゃんと省内で詰めて答えていただく必要があるだろうと思います。

上田室長

私ども、先程申し上げましたように、RD問題の対応方針を定めさせていただいて、それに基づいて対策委員会をつくっております。その中で、私どもは、科学的知見に基づいた対応策をこの委員会にお願いしているわけで、産廃特措法の中で考えてくださいということではないわけです。ただ、県が定める実施計画については、国の支援も得るために、実施計画をつくる上で産廃特措法もにらまないとはいけないわけですが、基本的には、それぞれ理工学系の先生、有識者の方、地元の代表の方に幅広い議論をいただいて、その議論いただいたものに基づいて県が実施計画をつくりたいと申し上げているわけでございまして、産廃特措法の中で物を考えなさいと、そんなことを申し上げているわけではございません。

田村委員

そうであればいいのですが、どう考えても特措法の期限がそこに迫っているような状況の中で、どうも県の説明を聞いておりますと、措置命令の範囲がどんどん狭まってきそうな解釈の中で思われますので、我々として、そこにいる住民としての思いというのは、県の思いとはまだまだずれがあるのかなと思っております。そういった意味で言わせていただきました。

岡村委員長

よろしいでしょうか。

梶山委員

この議論は終わりにしたいと思っておりますが、特措法にこだわらないというのはよくわかりました。それは大変結構なことだと思います。ただ、いずれにしても県費を使う場合には、行政代執行法あるいはそれに準じた扱いが必要なので、行政代執行の要件を満たさなければいけないということは前提にあるわけですね。

(3)
委員提案
(骨子)および
委員会報告(答
申)素案に
対する委員
意見に
ついて

岡村委員長

よろしいでしょうか。それでは、この議題につきましてはこれまでということにいたしたいと思います。

それでは、議題(3)委員提案(骨子)の記載事項等についてであります。これは、前回2月23日付で梶山委員、早川委員、池田委員から委員提案の骨子を提出していただきましたけれども、最後のほうでしたか、むすびのところで、やや私からすれば適切ではない表現が含まれているように思いますので、その部分を取り消しあるいは撤回していただけないかということをお願い申し上げましたけれども、この点はどうなりましたでしょうか。

梶山委員

委員長に触れた部分をおっしゃっているのでしょうか。

岡村委員長

はい。

梶山委員

これは、撤回あるいは修正する理由がないということで、そのままというのが私どもの意見であります。

岡村委員長

わかりました。

次に早川委員から、委員会に配付すべき配付資料が求められていますか。この文書には、当委員会とは関係しない委員会の批判や私の批判などが記載されておりまして、また特に具体的な提案があるようにも思えませんので、そういう点で、私の一存でこの文書については事務局から配付していただかないということにいたしましたけれども、しかしこれは委員の皆さんの意見を聞いて委員会資料とするということを考えるべきかというように思いますので、とりあえず事務局の方からこれを配っていただけますか。(資料配付)

皆さんもう既にお読みでしょうか。お読みであればよろしいのですけれども、お読みですか。私といたしましては、申し上げたとおり、他の委員会にこういう表現を使っていいのかどうか問題がありますし、私個人の問題といたしましても、私は言いわけをしたつもりは毛頭ございませんので。言いわけというのは、過ちを謝するために事情、理由を説明することというように広辞苑では載っておりますけれども、私はそういう言いわけをしたことはございませんし、またみずからの力を出し惜しみするということもいたしておりません。現実には、今日私はのどが痛く高熱でありますけれども出てきております。

したがって、これを委員会資料とするかどうかについて、早川委員以外にこれを支持される方があれば、これを委員会資料とするかどうかについて採択をとりたいと思いますけれども。

早川委員

2つほど、ちょっと誤解があるといけないので確認する意味で発言させていただきますが、私のこの文案には岡村委員長という言葉は一つもありません。岡村委員長について言っているところは、特に個人批判というような意味合いのものは一切ありませんので、「この委員会の委員長になる人」というようにしております。その点お間違いなく、ご自分のことだと思われたかもしれませんが、一般的な話をしております。それが1点目。

それからもう1つ、これを委員の皆さんに配ってほしい、あわせてこの対策委員会で傍聴者の人にもぜひ読んでいただきたいので用意してほしいというように上田室長にお願いしました。その時に了承しましたというように私は解釈して

おります。もしここで傍聴者に配らないという選択肢があるのであれば、なぜそのときに言っていたかないのでしょうか。こういう形で当日になって配る配らないの議論が出るとは予想外でした。それは、私はおかしいと思います。

岡村委員長 それは私、委員長の職権でやっています。

早川委員 これは事務局の方に聞いているのです。それでしたら、委員長にお聞きして配るかどうか判断させていただきますという返答があってもいいと思います。

岡村委員長 ですから、申し上げたとおり、私は、これは配るのには適切ではないということで、配るのを差しとめました。

それから、その前におっしゃっていただきましたけれども、しかし私は、こういう意味ではございませんけれども、そこまでさもないことを言ったことはないと思うのですけれども、それに見合う十分な金はもらっていないとか、あるいは私は忙しいとか、それに類するようなことは、そういうように受け取られかねないことは言うておりますので、これはどう考えても私のことを言っているとしたか考えようがないですね。

ということでありまして、私としては非常に遺憾でございます。しかし、これを委員の皆様方が委員会配付資料というようにすべきだとされるなら、それを受け入れようと思いますので、まず早川委員にセコンドされる方があれば、それを議題としてやりたいと思います。

ただ、これが採択されない場合には、当然早川委員は出处進退についてはわかまえていただいているというように考えてよろしいですね。

早川委員 意味が理解できませんでした。もう少し明確にお願いいたします。

岡村委員長 今はそれだけのことです。大学の教授会でも重要な提案を行う場合には、我々はある意味、辞表をのんでやるわけでありまして、ここでこういう普通の人を読めば委員長の批判ととれるような文書、これを公開すれば、当然これは、この間も既に委員提出資料はインターネット上で公開されているわけでありまして、これを載せれば、当然これは私について書かれたものだということにとるのが一般の人がとるところでしょう。したがって、もしそうではないとおっしゃるなら、そういう誤解を生むようなものは出さないでいただきたいし、出される以上は当然出处進退をわかまえていただきたい。よろしゅうございますか。

早川委員 私は間違ったことをやっているとは思っておりません。それから、出处進退とはどういうことをおっしゃっているのかよくわかりませんが、この場になって私が辞めるということはありません。

岡村委員長 わかりました。

では、これを議題とすることに賛成される方がございましたら、セコンドがつけば、それで採択にします。

梶山委員 配付資料とするかどうかということは、元々委員長が決めることでしょうか。

岡村委員長 基本的には私が総括をしていると思います。最終的な責任は。

梶山委員 そういう意味では、今までの資料も全部委員長が目を通されて、これはいいよ、あれはだめだよという形でやってこられたのでしょうか。

岡村委員長 一応、明黙あるいは暗黙のうちにそうなっているだろうと思います。

梶山委員 これは、早川委員が自分の思いを書かれて、要するにこういう気持ちで委員会をやってほしいということであって、委員長は自分のことを書かれているとしか思えないということですが、ただ、この文章自体は、別に委員長を名指しにしているわけではなくて、そういう自分の思いを書かれたということで、別に私自身はこれを配付されても構わないと思っています。

岡村委員長 じゃあ、「この委員会の委員長になる人には」という文言は必要ないではありませんか。

早川委員 なお、念のために申し上げれば、私は、要綱の3条の5項で、「対策委員会の事務を総括し、対策委員会を代表する」ということになっています。

當座委員 私のそこの文言の意味は、前回、岡村委員長が信任、不信任の投票を次回してほしいというようにおっしゃいましたよね。そのことを踏まえているのです。どなたが委員長になっても一生懸命やってほしいという意味合いです。

田村委員 今配られた早川さんからは、私は事前にファクスで県の方からいただいているので、お手紙だというような形で読ませていただきました。これを委員会の資料にするかどうかという話の中で、私はちょっと委員会の資料として取り扱うということに関しては置いておいていただきたいなと思います。

尾崎委員 前も言わせていただいたのですが、私個人も反省しなければいけないのですが、どうもこの対策委員会というのが県との協議会になってしまっているというような状況があって、委員同士のこの問題に対する討議が十分でないというのは、自己反省も含めていろいろあるわけですが、そういう状況の中で、こういう委員個人からの意見が出てくる分については、意見を制限する必要は、私はないと思います。

岡村委員長 ただ、殊あと数回しか残さないような状況の中で、この意見を資料とするということについてはちょっと差し控えていただきたいし、総括の中でこの対策委員のメンバーがこういうことを言い合うことは十分必要なことだと思っておりますが、あと2回の時間しかない中で、このRD産廃問題をどうしていくかということを実際にやっていくことが我々対策委員に課せられた使命だと思っておりますので、委員の意見については大いに言っていただいて結構だと思いますけれども、この資料を資料とすることについては、私はちょっと差し控えていただきたいと思っております。

早川委員 事前に私も読ませていただきました。全部読ませていただきましたし、思いを語られたというように解釈しますけれども、ここはこんな話をしている場合じゃないので、思いが違うのだったら直ちに止めていただきたい。それだけです。ちゃんとしたことを話しましょう。

早川委員 どういたしましょうか。じゃあ、梶山委員がセコンドされましたので、これを委員会資料とするかどうかということで議決をとりたいと思います。

早川委員 ちょっと待ってください。僕は委員会資料として提案したつもりは全くありません。ここで直接私が申し上げてもいいのですが、もう時間がないので、文書にして事前にお配りしますという意味なのです。発言のかわりというようにとってください。資料とするというのは、しないとするのとどう違うのかよくわからな

いのですけれども、もしそんなところで時間を無駄にするのでしたら、私は委員会資料にしなくて結構です、皆さんによく知っていただければ。

ただ、僕は、先程言いましたように、できたら私はこういうつもりでこの委員会で発言していますということを傍聴者の方々に知っていただきたいかったです。ですから、皆さん以外にも配る準備をしてくださと言ったのです。もしそういうことはできませんという可能性があるのであれば、事前に言ってくださいと。そうしたら、私の方で準備して、この会場の外で配ることだって可能だったわけですよ。それがなぜできなかったのですかということに対して不満を持っています。

それを申し上げた上で、委員会資料としないということに対しては了承しますので、こんな時間を使うよりも、もっと中身の話をすべきだという尾崎先生の意見に全く賛成です。

岡村委員長 ですから委員会資料とするということは、インターネットで見ただければわかるとおり、配付資料の中に入っているのです。だからこれをそういうインターネットに載せる配付資料にするかどうかということをお伺いしているのです。

早川委員 それは必要ありません。今日は私の手元のところにどこかの市民団体の資料も配られていたかと思えますけれども、その程度のものというように考えていただいて構いません。

岡村委員長 では単なる私信をお配りになったというようにとりましてもよろしいですか。

早川委員 はい。

岡村委員長 その場合には、できればもし次回こういうものをお配りになるのであれば、もう少し文言等には注意をしていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。議題(4)の報告書の取りまとめについてです。委員提案(骨子)および委員会報告(答申)素案に対する委員意見について、「委員提案(骨子)」と「委員会報告(答申)素案」の取扱について、RD最終処分場において実施されるべき対策工については関連がありますので、一括して審議をしたいと考えております。

まず、委員提案(骨子)および委員会報告(答申)素案に対する委員意見についてであります。事務局から事前に委員の皆さんへ照会をさせていただきまして、回答していただいたものをまとめていただいております。既に皆さんのところに送付されていると思いますけれども、各委員の皆さんから簡潔に説明していただき、本日欠席の委員のご意見につきましてはご一読いただきたいと思っております。その上で、委員会として、委員3名の方から提案のあった委員提案(骨子)でまとめていくのか、または委員会報告(答申)素案でまとめていくのか、各委員のご意見を伺い、決定したいと思っております。

この後、仮に委員会報告(答申)素案でまとめていくということになった場合には、RD最終処分場において実施されるべき対策工については、ご覧いただいたとおり、30ページだったと思いますけれども、空欄になっておりますので、今まで検討されてきた対応策の中から1案を委員会として選定していくのか、それとも各委員それぞれのご意見を尊重し、それらを併記していくのかをご議論いた

(4)
報告書の
取りまとめ
について

だきたいと考えております。

なお、前回の委員会で委員提案（骨子）に記載された高谷案について、高谷さんから資料の提出がありますが、提案者であります梶山委員はどのようにお取り扱いをされますでしょうか。

梶山委員

それは、私の今回出した意見書の方で書いてございますが、高谷案は別のものがその後出されましたね。この後で出されたものについては、こちらとしてどう書きかえるかということについては、結論といいますか、話し合う時間がないので、今日の委員会を受けて、皆さんからのご意見も踏まえて一括して修正しようと思っております。

岡村委員長

それでは、各委員の皆さんから簡潔に説明をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

島田委員

一番短そうなので、先にやらせていただきます。

資料3の16ページが私の意見でございまして、先程の資料2の議論と非常に密接に関連するのですが、この対策委員会で課された課題というのが、技術的、経済的な合理性を持った対策案を検討していくということで、その経済性ということを見ると、やはり先を見て、先ほど田村委員からもございましたように、産廃特措法との関係は、適用期限だけではなくて、一体どの事業の範囲まで可能性としてはカバーし得るのか、特に経費面、そういったところをきちんと資料として提示した上で、最終的な判断をしていくべきだということのように考えました。

さらに言うと、この理由にも書きましたように、もしも適用範囲から外れる部分があるとすれば、それがどのぐらいで、県単独事業、すなわち県民として負担していく分はどれぐらいになるのかというような、ある意味覚悟というのでしょうか、そういうことも要るでしょうから、そういう意味からこの部分が必要かと思っコメントさせていただきました。以上です。

田村委員

私の方は18ページからの部分ですけれども、答申素案に関する部分については、4ページの方に書いてあるわけですが、4ページの工の一番下のところで、基準を超えている鉛が検出されたから、これを粘土で覆い埋め立てを行ったというように記載されているわけですが、これは安定型処分場ですので、幾ら許可権者とはいえ、安易に違法物をこの場所に埋めたというのをそのまま記載していいのかどうか。その理由をしっかりと明記すべきではないのか。許可権者である県が粘土で囲い込みをして、安定型処分場に鉛を埋めたということだけでは、やはり大きな誤解を生むのではないのか。それに明確な理由、例えば一時的にであったり、いろんな理由をつけないと、将来にわたって誤解が出てくるのではないかと思っております。

後の方は、支障のところになるわけですが、答申素案の20ページおよび22ページです。これについては、本文中に、流出による支障のおそれについてのところで、4行目以降に鉛が出てくるのですが、この鉛というのは、上の粘土で覆った部分の鉛も含まれていると考えてよいのかという質問的な意見です。

あと、素案の22ページの(2)の1行目からの部分です。ここでは、覆土がなされていない処分場中央の区域というように限定されているわけですがけれど

も、覆土のなされていない処分場中央の区域と限定されるのではなくて、先程申しましたように、粘土で覆い埋め立てを行った場所というのは、少なくともそこには有害物の鉛があるという部分が特定できているわけですから、この部分もしっかりと除去するということが目標に掲げるべきではないかと思っております。今になって支障の除去を言うなよというお話になるかもしれませんが、鉛の除去ということもしっかりと目標に掲げるべきではないかと思ます。

あと 29 ページに A 1 案から C 案が載っているのですが、これについてはインシヤルコスト、ランニングコスト、399 億とかありますけれども、報告書としてはやはり一定の算定根拠、正確にとまでは言いませんけれども一定の算定根拠は必要なのではないかと思っております。素案についての意見については以上です。

続いて、20 ページからですけれども、ちょっとたくさんあるので、簡単にというか、後で読んでいただけたらありがたいのですけれども、大きな部分として、まずこの処分場は安定型処分場だという基本的なところで、安定型ということを引きちと入れてほしいということと、廃掃法に基づいて、この処分場は廃止基準なり維持管理基準というもので見ていくという法的な根拠を引きちと挙げておくということです。

あと今までいろんな調査が行われてきて、今回追加調査という形で行われた結果というのと、大きく 2 つあると思うので今回の調査結果だけを書くのではなく、今までの調査結果も引きちと記載した上で、今回の調査でわかったこととして挙げていただきたいということで細部にわたって書かせていただいています。

あと、浸透水、地下水の今までの分析結果として、平均値とか、どれぐらいの頻度で検出されているのかというような書き方がされていたのですけれども、そこからは平均値というものは外していただいて、それ以外の項目で挙げていただきたいということを書かせていただいています。

今、田村さんがおっしゃったみたいに、鉛のところですがけれども、県は有害物が処分場にあれば除去するというをずっと言い続けてきていますし、鉛に関しては有害物だという認識で、当時は R D 社に対して行政指導を行って、粘土で埋めさせたということだと思のですけれども、目標に掲げたらどうかという意見に関しては私も賛成です。

あと、廃止基準の項目にあるガスとか地中温度のこととかいう項目で、今どういう状況にあるか、何を見ていかなくはないかというようなところをきちと文章にしておく必要があると思っており、ずっと書かせていただいています。

基本的に私は、県のつくっていただいた答申素案に沿った形でというか、みんなが委員が意見を言い合って答申をつくっていければいいのかなと思っております。今まで話し合ってきた結果というのものも、対策に関してどのような意見がそれぞれ委員から出ているのかということと、どういう案が出ているのかということはこの答申の中につけながら、最終的に 1 つの方向に絞っていければいいのではないかなと思っております。

ちょっと答申のこととは外れるのですけれども、前回、E 案を提案させていただきたいと。また後の方がよろしいですか。

岡村委員長
當座委員

どうぞ。

いいですか。続けて済みません。

皆さんのお手持ちの資料の中に委員提案資料 というのがあると思うのですが、E案として、私の方で、前回、廃棄物層とKs2帯水層が直接接していて、浸透水が直接地下水に流入している箇所を修復していただくのと、今お話しした鉛が5,000 m³埋められている、それを撤去してくださいということを軸に、前方というか、下流側の部分遮水壁をするという形をとって、上は土で覆土して、水が入りやすいような形で、地下水も入ってきますけれども、浸透水と地下水を汲み上げて処理をしていくと。あとは、廃棄物の中の強制換気ということで、安定化を早めるために空気を入れるということと、焼却炉の解体撤去というような形で、E案というのを考えさせてもらいました。この資料をつくるに当たって、県の方にもちょっとお手伝いいただいて、コストの面とかを後ろに入れていただいています。

この部分から浸透水が地下水に直接漏れているということが今回の追加調査でわかったので、そこをきちっと修復するということがまず大事なのではないのかなと。これは、緊急対策としてこういうことに取り組んでいただきたいと思っています。そうしないと、いつまでも遮水壁が完全で保つわけでもありませんし、あくまでもくみ上げて水を処理して行って、残った有害物を除去していくという形のことを考えています。以上です。

早川委員

ここの個別の話をいろいろするよりも、前回横山先生がおっしゃったように、最終的な対策工をどうするのかという結論部分の議論を私はすべきだと思います。全量撤去するのかどうかという観点です。その結論部分がなければ、私のほうでは事務局側がつくった案について幾つか言っていますけれども、土台がないのに建屋をつくってもしょうがないので、まず土台をしっかりつくらないと、上に乗るものがどういうものかということは余り意味がないと思います。基本になるところのコアの議論をすべきだと思います。

全量撤去案ということで決まりましたら、この私の意見やそれから皆さんにいただいた意見も踏まえまして、これも委員長が配付してくれるかどうかわかりませんが、事前に2つの意見、つまり事務局が出してきた案と我々委員提案の案を合わせたような案を既につくっております。それについての配付資料を事務局に預けていますので、もし結論部分が有害物質の全量撤去という形で進むのでしたら、それに基づいて改めて説明させていただきたいと思っています。以上です。

尾崎委員

5ページから少しあります。既にいろいろご議論もあるので、参考ということで5ページに書かせていただきました。

最初のところは、22ページのところに書いていますのは、文言のあれです。モニタリングの話ですので、お読みください。

基本方針のところ、今日の議論もいろいろあったわけですが、緊急対策と恒久対策があるはずで、いつまでにどうするのがさっぱり見えてこないのも、またそういう表現が本文にもないので、どこまでを緊急対策としてやるのか、それはしっかりと書くべきところであると。県の方からも、十数年かかっててもそ

それはそれということでお話をいただいていますけれども、もっと具体的に緊急対策と恒久対策を出すべきであろうと。

同じように、3つ目ですけれども、終期、いつ終わるのかということです。これは、また先程の話と同じですけれども、明確ではありませんので、これは対策工が決まれば決まってくると思いますけれども、そこもしっかりと書くべきところだと思います。

それから、事業範囲ですけれども、どこまでですか。これは、何か図がかいてあったのですけれども、今後も場合によっては汚染の部分、経堂池のところですか、私は汚染の可能性は否定できないと。そうかどうかわかりませんが、否定できないというような見解を持っておりますけれども、それが実際そうだとわかったら、それも対策事業として本来はやるべきかと思っております。

それから、最も言いたかったのは、焼却炉の解体で、前から言っているのですけれども、案によってはこれが出てきたり出てこなかったりするのです。洗浄とかは出てくるけれども、私はそういうものではなくて、これはどっちにするのかしっかり決めるべきもので、どの案になっても入るべきものは入るものだと思います。この案だったら焼却炉解体がないとかあるとか、そんな話は全然違うと思っております。

それから、委員提案につきましては、次のページに長く書いていますが、これは技術的なことをもう少ししっかり見てくださいということをお願いした部分です。これは技術的にしっかり見ていただいたらいいので、ちょっと問題がありますよということをお願いしました。具体的には、ちょっと読んでいただきたいと思っております。

焼却炉の解体につきましても、2ページ目だったと思いますけれども、洗浄とかもできないような非常に決まった書き方をなされているのですけれども、私はそういうものではないと思うのです。住民さんにとって、あるいは作業する方にとって何が一番安全にいけるのか。これはここだけではありません、今まで、能勢でもそうでしたけれども、持っていった先が当然拒否される、それから運ぶときに非常に危険を伴う、そういうことをすべて勘案して、しっかりと解体すべきということを議論していただけないか、そういう思いで書かせていただきました。以上です。

梶山委員

私の方は7ページ以下ですが、いろいろ書きましたけれども、まず大きな問題から申し上げますと、基本的に対策工について、緊急対策、恒久対策を含めてですが、何らかの結論が出ない答申案には到底賛成できないと。その結論はきちんと出すべきだと。全量撤去を前提にして、その前提としての緊急対策として何かあるのかという議論はもっと詰める必要があると思っておりますが、その結論部分は不可欠であると。

それから、全般的意見として、こういう問題が足りないじゃないかというのをいろいろ書きましたが、これは今の時点で全部入れると言うつもりはありません。ただ、少なくともきちんと議論しておかなければいけないのは、先ほど特措法との関係が出ましたけれども、緊急対策あるいは最初の段階だけ特措法でやっ

て、後、時間をかけて、例えば全量撤去をやるにしても、その年度の予算措置に拘束されるということであれば、全量撤去という大前提を崩さない上で、それを順次年度ごとにやっていくという、先を見通した、あるいは先に行き、全量撤去が実は部分的な覆土で終わってしまったというようなことが決してないような担保をぜひ要求しておくべきだと思っています。

それと、今までの議論の中で一番私が気になったのは、これは特措法の基本方針でも要求されていることですが、費用負担者について、排出事業者については措置命令の要件が幾つかありますが、それ以外に、不適正処分の斡旋者、仲介者、それから不適正処分が行われることを知りつつ土地を提供した者、提供した土地所有者、それから委託基準に違反した者、あるいはマニフェストに違反した排出事業者等が全部費用負担者として、そういうものをきちんと検討して実施計画に書けと。実施計画については県がつくるということですが、それが実は全く雲をつかむようで、本当はそれがある程度わかって、実際にそこから期待される金が取るに足りないものなら、それはそれでいいのですけれども、それについての報告を事務局からほとんど聞いたことがない。全くそれは期待できないのか、それとも未だまじめに調べていないのかということについては、将来的な計画との関係でぜひ議論していただきたい。

それから、もうあと2回しかないわけで、各論的意見として、これはいろいろ書きましたが、基本的に私は今の時点では、緊急対策あるいは恒久対策について意見の一致を見るならば、それほど細かいところは、細かいところといっても、必ずしも細くないのかもしれないかもしれませんが、技術的な記載その他について、それほど文句を言うつもりはない。まず、今の時点では、最後の結論部分、それからそれに必要なプロセス、特に緊急対策ですが、それをどうするかという議論をぜひ先行させていただきたいと思います。

乾澤委員

3ページに、私の方からの委員提案（骨子）に対する意見ということで書きました。内容的にわからない部分で書いてございますし、それぞれについてまたお願いしたいと思いますけれども、前回も申し上げましたけれども、3ページの中段のところ、栗東市への責任追及と費用負担要請ということで書いていただいています。この辺について、また明確にいただきたいということで書きました。後については、こういった考え方で示しておりますけれども、またお示しをいただいたらありがたいと思います。

岡村委員長
竹口委員

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

17ページですけれども、基本的に地元住民としては、いわゆる有害物の全量撤去ということでお願いしたいということで、そういうのが多いですけれども、その他のところで、高アルカリの対策が完了したということになってはいますが、まだ市 No. 2 の観測井戸から高アルカリが出ていますので、このところはぜひ加筆してほしいと思います。対策工も、すべて有害物の全量撤去ということで貫きたいと思っていて、いろいろ出させていただきました。

當座委員

先程言い忘れたのですけれども、委員提案（骨子）に対する意見、30ページで

すけれども、緊急対策としてやるべきことという中に、高濃度の鉛による汚染土壌が埋められているのを緊急対策の中でやることができますかという質問と、廃棄物層とKs2層が接している部分の修復を先に行ってから恒久対策をとることはできますかと。それと、掘削用ヤードに大型テントを設置する方がよいと思いますが、実際に設置することは可能なのでしょうかということを書かせていただいています。これに関しては、樋口先生が後ろのほうで、移動式のもので実際にやっているところがあるということを書かせていただいています。

周辺の遮水壁に関しては、部分遮水壁での対応に賛成です。

「県財政への負担の軽減に努め」という部分で、の「土地の所有者（RD社およびその代表者の親族）に」の「代表者の親族」というのは削除された方がよいというのと、の「元従業員に対する責任追及」というところで、木村さんの方から前回出ていましたので、ここも削除されたほうがいいのかというように書かせてもらっています。「排出事業者の責任追及」のところで、「医師会」という名前が出ていますのですけれども、これも削除された方がよいでしょうということと、4のむすびで、「本来、委員長はそのとりまとめ」という3行の部分は削除していただきたいなと思って書かせていただいています。

岡村委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

梶山委員

補充意見がもしあるようでしたら、先に出していただいて、幾つか私どもの素案についてのご意見がありましたので、後で一括してお答えしたいと思います。

岡村委員長

では、委員提案について御質問等ほかにございませんか。ないようですので、梶山委員、お願いします。

梶山委員

漏れている部分があるかもしれませんが、とりあえず今気がついたことだけお答えいたします。漏れていたら、またご指摘ください。

まず、テントの件ですけれども、これはテントというイメージよりも、むしろ移動式のプレハブの建物というイメージで見えていただいたほうがよいと思います。テントメーカー等のインターネットで私ども幾つか調べていますが、間口30m程度のものは現実に使用されているものとしてあります。先程申し上げましたが、テントというよりも、いわゆるプレハブの建物に近い感じのものを見ていただければよいと思います。

それから、いわゆる従業員に対するとか、土地所有者に対するとか、そういう責任追及の話が出ていまして、これは表現としては若干不適切なところがあるかなと私自身は思っています。これは、3人で話し合った結果ではありませんが。ただ、これは特措法についても、基本方針の中で明らかに謳われているところでありまして、19条の5、19条の6、19条の8等に謳われているところでありまして、要するに、措置命令をかけて費用を請求すべき者について、それを検討して、それを実施計画の中に載せるべきものとされているわけです。その中に、不適正処理に力のかした者、仲介した者、それから排出事業者でも不適正処理が行われることを知ってRD社、業者に預けた者、こういうものについてはきちんと検討して、それを実施計画に載せるべきとしています。そういう趣旨で書いています。ですから、確かにいきなり親族に問題があるというような書き方は改めるべきだ

と思いますけれども、そういう趣旨で書いております。

それから、栗東市については、実は初期のことは、私自身はよく知りませんが、むしろほかの方のアドバイスから載せたものですが、1つは、栗東市に今言ったような意味での責任があるかどうかということは、いきなり栗東市を名指しにするのは、事実関係を調べない限り、やはり問題ではあると思います。もう1つは、栗東市は、責任はないとしても、いわゆる地方自治法の一般的な責務として、市民の健康あるいは生命を守るための責務というのが一般論としてございます。それに必要な限度において、責任問題とは別に、地方自治法上お金を出すことはできるわけで、そういう意味で応分の費用負担を求めることには合理性はあるだろうと。その点については、そういう趣旨で書き改めるべきかなと私自身は思っています。

それから、尾崎先生の方からご指摘のありました水処理についてですが、廃棄物処分場の水処理については私もたくさん経験がございまして、ですから、確かにBOD、いわゆる曝気処理では分解しにくいものもいっぱいあるというのは実際よくわかっているつもりです。ですから、あそこはあくまでもごく一般的な水処理として書いたと。実際にああいう水処理の過程でいかどうかというのは、現場での技術的な検討の問題であろうと。

それから、焼却炉の解体撤去についても尾崎先生の方から今ご意見がありましたけれども、解体撤去というのは、まず現場で解体撤去して、その場で飛散防止の措置を行って、それから外部に運び出すということで、今解体撤去事業というのは環境省のマニュアルでやっておりますが、それが今普通のやり方として、方法としては一応確立されているという前提で書いております。もちろん、尾崎先生がご指摘のような懸念は、当然考慮しなければいけない問題だという前提で書いたつもりです。以上です。

岡村委員長

ありがとうございます。ほかにないでしょうか。

それでは、これは大変難しい問題ですけれども、今私たちの前には、事務局が作成してくれました委員会報告の答申素案と、それから3委員提案の委員提案という2つのものがあるのですけれども、梶山委員、早川委員、これはどちらか一方を選択という格好で求められますか。

早川委員

事務局案と我々の案は、補え合えるところはあると思うのです。先程も言いましたように、2つを合体した案というものの構想も持っております。これは、私の修正案で、3人でというわけではないのですけれども、そういう形で皆さんの合意がとれるならば、それにこしたことはないだろうと思っています。

ただ、問題なのは、最終的な先程私も言ったことの繰り返しですけれども、全量撤去するのかどうかということです。結論部分がないと、そこから先に進まない。そこがデッドロックになっているので、今日地元の皆さんから全量撤去をしてほしいという要求書が出ているかと思っておりますけれども、それを我々の意見とするのかどうかという議論をすべきだと思います。先程の竹口委員のように、そうすべきだという意見は明確に聞いているのですが、それはちょっと無理だろうという意見の積極的な意見がないので、もしあるようでしたらそれを出していただ

岡村委員長 いて議論していけたらと私は思っています。

その点はこの後議論するつもりですけれども、では一応この2つの二者択一とは考えなくてもよろしいですか。この委員会の素案の中の方に組み込まれていくという格好でよろしいでしょうか。

それでは、そうした場合には、事務局作成の素案を基本としながら、この委員提案と皆さんから出た意見等を踏まえてつくっていくということになりますけれども、問題は、今出ました事務局の素案でも白紙になっている30ページの部分でございまして、RD最終処分場において実施されるべき対策工についてであります。ここの部分をまとめるに当たりまして、委員の皆さんの意見を委員会として1案に集約するのか、それとも対応策を併記していくのかという点についてご意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。もちろん、全員の意見が一致すれば、それにこしたことはないわけですが、もし意見が割れるような場合、多数決で多数のものを案とするのか、あるいはそういう決をとらずに、それぞれの対策工について、それぞれどういう委員が賛成したというように記していくのかという問題でございます。

梶山委員 やはり私は、少なくとも最終的な目標については結論をきちんと出すべきだと思います。そうでないと、この委員会の役割が、ほとんど意味がなくなってしまうと考えています。それが可能かどうかというのはこれから議論しなければいけない話ですが、できる限りそういう努力をしないといけないだろうと思います。

岡村委員長 ですから、全員の意見がまとまれば、それにこしたことはないわけですが、問題は割れた場合ですよね。この場合に。

梶山委員 割れるかどうかは、まず議論してみないと。

早川委員 先程言っていた2つの案をまとめた私の私案ですけれども、もしよろしければイメージしてもらおう形で、話がしやすいと思いますので、配付を許可願いたいのですが。

岡村委員長 では、してください。(資料配付)

島田委員 委員長、配付している間にちょっと、最後の取りまとめ方について。

岡村委員長 どうぞ。

島田委員 1つにまとまって、きれいな答申が出ることにこしたことはないというのは言うまでもないのですが、専門部会での議論も踏まえながら、いろいろな案も出てきている。当座委員の案も今日E案として出てきている中で、年度末、あと数少ない中では、割れてまとまらないときに、多数決とかそういうことで1つに決めるよりは、折角ここまでやってきた知見をきちんと整理した上で、幾つかのものが残るといえることは、私はやむを得ない判断かと思っております。以上です。

岡村委員長 私個人としては、多数決で決めるのはちょっとしんどいなという気がいたしております。これが例えば住民代表だけで成っている委員会でしたら、住民の意見として多数決でこうだと言えますし、あるいは学識経験者だけで成っている委員会でしたら、学識経験者の意見としてこうだという多数決をとることができるかと思っておりますけれども、例えば住民の代表の多くの方が反対されるような案を多数決で通すというのもおかしいですし、逆に学識経験者の多くが、相当数の者が反

- 対するようなものを多数決で通すというのも難しいというように私個人は思っているのですけれども。
- 當座委員 対策案をどうのようにまとめていくかということなのですけれども、先程尾崎先生もおっしゃったみたいに、緊急対策と恒久対策という部分に関して、今まで追加調査も含めて調査をしてきて、今まずあの処分場に対して何をしなければいけないのかということを決めてというか、緊急対策としてこういうもの、恒久的に長い目を見たときに何をしていくのかという2本立てで、A案から今回出させていただいたE案まで、どの案にするかというより先に、本当に緊急対策として何が必要だという意見をいただく中でまとめていただけたらありがたいなと思います
- 岡村委員長 今回の意見いかがでしょうか。私個人もどれかの案1本で、それだけで最後まで押し進むというのも随分しんどい話で、かつ、この後どういう事態が発生するかもわかりませんし、そういう点を考えれば、事後的なモニターとかいろんなことを考えて、ある意味臨機応変に対応できるような仕組みがつくられる方がいいのではないかという気も個人的にはしています。
- 田村委員 私個人としては、基本的に有害物は全量撤去ということに変わりはないのですが、先程県の方からも話を聞いているように、特措法の問題、いわゆる国からの一定の補助を受けようとするのであれば、時間がないと。その期限を一つの緊急対策の工事に充てるべきではないのかなと思いますし、当然、有害物の全量撤去というのを目指すのであれば、梶山先生も言われたように、その後の将来における大きな担保をとっておかなければいけないというのが重要だと思いますので、その辺を考えていかなければいけないかなと思いますが、例えば答申が県に出されて、それをすべて県が履行してくれるかというのと、そうも限らないわけですので、そういった意味の中で、県の思いとしては今どの辺にあるのかというのも一定聞いておかないといけないのかなと思います。なかなか言えない部分もあるとは思いますが、対策委員会が答申として出した案については、県としてはしっかりと尊重してやってもらえるというものについては、これはできるのでしょうか。その辺をちょっと県に伺っておきたいと思います。
- 岡村委員長 いかがですか、難しい質問ですけれども。
- 上田室長 今日で十何回も対策委員会に皆さんお集まりいただいている中で、もちろん尊重させていただくわけでございます。ただ、県は実施計画としてまとめていくわけでございますので、対応方針にもございますように、先程何度も同じことを申し上げているのですが、対策委員会からの報告書をもとに実施計画をつくっていく。その実施計画をつくるにつきましては、広く県民合意を築いていく必要もございまして。そういう観点の中で、尊重しながら実施計画をつくってまいりたいと思っております。
- 田村委員 先程も言いましたけれども、本来ですといろんな計画を立てるときにはまず予算から入って、この予算の範囲でそして時間の範囲でということがいろいろあると思うのですが、その予算の部分が全然見えてこない。要するに、400億から数十億までかなり幅がある中で対策委員会も選んでいかなければいけないし、当

横山委員

然県の財政状況というのも考えていかなければいけない中では、ざっくばらんにそういう話もしていくということが私は1つだと思うのです。

どれかを選ぶというような思考ではやっぱりいけないと思います。対策委員会としては、県の意向を酌み過ぎてもいけないと思いますので、全面撤去を基本とするというような大方針を立てて、そういう場合に何が必要か、緊急対策はどんなものが必要か、恒久対策はどんなものが必要かということをもとめた上で、あと、どんなことが考えられるかという具体的な面については、例えばA案とかB案とかいうものが当然ついてくるでありましようけれども、一番最初に対策委員会としての結論、全面撤去を基本とするということを決めない、それは県ができないということは当然あるでしょうけれども、委員会としては全面撤去を基本とすると。その中で、必須条件は何で、十分条件は何だということをはっきりする必要があるのではないかと思います。したがって、全体的に見て、全面撤去に反対の方はありますかなどということは言いたくありませんけれども、栗東市も住民もみんな合わせて、全面撤去を基本とするということが大きく出ていますので、そういうように結論をつけていただきたいなと思っております。

岡村委員長

ほかにいかがでしょうか。

横山委員

最高裁ではありませんけれども、多数意見と少数意見というのを両方出すのは構わないと思います。ただ重みもつけずに併記というのは、私はいけないと思います。

岡村委員長

ということは、多数決をとるということですか。

横山委員

決はとらなくても、何人賛成ですかでいいです。

岡村委員長

ですから、先程私が言ったのは、それぞれの委員について、それぞれ各委員の名前を明記して、この案についてはこれこれの数の委員で、それぞれこの人たちがこういう案に賛成したという格好を申し上げているのです。

早川委員

有害物の全量撤去という案で今発言された方はほとんど一致していると思うのですけれども、もしそれ以外の案を提示する場合、その理由を明確にする必要があります。例えば、さっき田村さんがおっしゃったように、県の財政上の問題の制約とか、あるいはそこまでやらなくても安全を確保できるとか、それが明確でない限りおかしな話ですよ。それがちゃんと出ていないのが、私は両論併記に対する疑問です。両論併記がある場合は、こういう理由があるからこういう案が捨てがたいという形で残ると思うのです。それがはっきりしないのだったら、今は全量撤去でほとんど一致していますから、それで答申案を出すべきだと思います。

岡村委員長

一致しているかどうかは難しいところでして、私個人は、前々から申し上げているとおり、何ら法的、財政的、社会的制約もなく、かつその工事が周辺の住民の方々に何ら環境上悪影響を及ぼさないというのだったら、そんなもの最初から全量撤去だろうというように思っているのです。しかし、申し上げたとおり、措置命令、代執行というのが一応今考えている仕組みですから、そうすると、そこまで措置命令がかけられるかなという点では躊躇します。そういう点では、本論ではなく、なお書きで書きたいなというような気もするのです。その場合には、

梶山委員

当然県の自費でやるというような話になってくるのでしょうかけれども、ただ、それはある意味県の付託の範囲を超えることで、答申の本文には書けないかなという気はしています。

確かに、まとめ方は難しいものがあると思うのですが、1つは、実施計画をつくるのは、最終的に県がその責任でつくるわけですから、委員会は委員会のスタンスとして、財政的な問題を考えるといっても、それに関する基礎資料を一切もっていない段階で、それをどこまで考慮するかというと、それはある程度委員会として持っている資料の中で判断せざるを得ないわけで、その意味で言いますと、私は基本的に横山先生のおっしゃるようなまとめ方に賛成ですが、いわゆる最高裁の判決みたいに、まず委員会の大勢、あるいはここに数を明記してもいいと思いますが、委員会の大勢はこういう意見であったと。ただ、少数意見として、少数意見を書きたい人はそこに書いてもらう。大勢としての意見というのはやはり1つ必要で、それは必ずしも全員一致でなくても、全員一致という意味で言うと、多分1人残らず賛成するというのは無理かもしれないとは思っています。ですから、それを多数決と呼ぶかどうかは別として、多数意見はこうであった、少数意見としてはこういうものがあつたと。委員会としては、多数意見を基本的な方向として言わざるを得ないということになるかと思えます。

その後の財政的な問題、社会的な問題、それから今委員長がおっしゃった措置命令に関しては、私は全く法的には問題ないと思っています。それから、社会的な問題という、一番大きいのは住民との関係で、住民がその工事の内容をきちんと理解して、それに対して障害になると言ったらおかしいですけども、簡単に言えば、こんな工事だ、こんなはずじゃなかった、これほど付近住民に被害を与えるような工事だったらやめろという話が途中で出てこないとも限らないわけです。そういう問題は、実施計画をつくり、臨機応変にやっていかなければいけない問題ですけども、やはり最初に、最終的な目標としては全量撤去なら、全量撤去というものを動かさない、途中で方針変更しないというようなことは、方針を打ち出す以上、最小限担保として書くべきことだろうと思っています。ですから、多数決というよりも、そういう意味で、委員会の多数意見はこうであつたという書き方は、僕は必要だと思えます。

岡村委員長

多数決についての私の意見は申し上げたとおりでして、したがって、各案についてそれぞれこれだけ委員の意見が出たというのは、それはそれで結構だと思いますけれども、決をとる合理的根拠は、先程申し上げたような理由で、私はないと思っております。

島田委員

何度もこの話題で発言させていただきますけれども、今、3月末までに何とか答申をまとめないといけないという最大の背景は、やはり産廃特措法に、全部がわかりませんが、乗せていこうというようなところが当然背景にあるわけで、今日は特措法のディスカッションが随分ありましたけれども、そこをにらんだ、どこまでにらめるのか、情報の整備がどこまで詰まるのかはわかりませんが、そこをにらんだ答申を中心に考えるべきだと私は思っております。

岡村委員長

今日のところはどうぞまとめましょうか。難しいところですけども。

山仲部長 先程財源の話をしていただいていますけれども、全く情報がないとかそういうものではないし、前から申し上げていますように、基本的な考え方は、ここで必要な対策案を出していただいたら、財源を調達するということになります。ですから、予算というのは、ご存じのように単年度予算ですから、今予算があるわけではないです。

ただ、ここ3年繰り返して財政構造改革のプログラムを練っています。既に新聞で報道されていますように、その枠の中で今度予算をとるということですから、今ある程度固まっているところでは、来年度から3年間、大体400～460億円の財源不足が生じるということは皆さん方ご存じだと思います。その中でこれが入っているかという、プログラムには入っていません。ですから、それに上乗せにならないような形で、何かの事業を削って行って、その財源を調達するということが現時点では申し上げられないということです。

岡村委員長 ということですが、いかがいたしましょうか。

ちなみに、滋賀県の一般予算は年間幾らですか。

山仲部長 来年度は5,000億を切りますが、かつては6,000億から5,000億の間を動いているようなものです。

岡村委員長 では、今日欠席されている委員の方も多数おられますので、欠席されている委員の方からもそれぞれ意見をお聞きして、そして今日出席されている方も、具体的にその提案内容をもし文章にさせていただけるならば、事務局の方に出していただいて、次回それを討議するという格好でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

早川委員 もうそういう余裕はないと思います。26日に答申案が最後ですよ。そうすると、21日が最後の議論の機会です。答申案の具体的な文言のチェックが始まっても全然おかしくない時期です。決めていかないといけないと思います。また欠席している人の意見も聞いてなどということをして、次回また欠席する人があらわれたらどうなるのですか。

大体、今の話の中では、横山先生がおっしゃっていたような案でまとまるのではないかという私は感触です。つまり、委員会としての多数意見はこうであるという形でまとめていくと。少数意見も、それについて付記する形でまとめていきましょうと。大多数の意見は全量撤去だということでもまとまるのだったら、その方向で、コンサルさんだとか事務局だとかにちょっと頑張ってもらって、答申案をすぐ作成すると。そういうようにしていかないと間に合わないと思います。

岡村委員長 いかがでしょうか。しかし今日は出席しているのが20人中11人なのですよ。

横山委員 間に合う、間に合わないということではありませんけれども、全面撤去を基本にして、廃掃法にひっかかるものは緊急対策とするという方向ではだめですかね。要するに、全面撤去といっても、100年かかるか、あるいは20年かかるか、5年で済みますかという期間というものと予算との関連が当然あります。したがって、基本とするということは、そういうことを含めてやるわけで、その中で県の予算がないものを無理にやれと言っても、借金するわけにもいかないでしょうし、原則と実施とは、期日というか、完成目的をある程度考えながら、この委員

会として基本あるいは多数意見を決めていくということだと思います。

それから、実は私は、これは余分なことですけれども、次回は京都府の会議とぶつかっております、出ることができません。したがって、欠席するというのは、意見については皆さんにお任せするつもりですから、欠席者に重きを置き過ぎるのはどうかと思います。

岡村委員長

いかがいたしましょうか。私個人としては、この段階で、心情的には前から申し上げているとおり全量撤去なのですけれども、委員会の答申として即全量撤去という方向で一気に進むということにはかなり躊躇を感じるところです。

當座委員

このRDの処分場は安定型の処分場で、許可されているのは4品目ということなので、今日もこれが始まる前に地元住民の方たちが記者会見されたわけですが、有害物を除去してほしいと。除去するという点に関しては、皆さん、先生方というか、反対はないじゃないのかなと思うのです。あそこは安定型処分場であって、廃掃法上もそれをきちっと守るべきという観点から言えば、有害物を全量撤去してほしい、除去する必要があるということに関してはどうなのかなと思うのと、一番初めにこの委員会が始まったときに、住民代表の委員が連名で、この対策をとるに当たって、最後、安定型の廃止基準がクリアできるように対策をとっていただきたいという願いをして、委員会としてそういう方向で対策を考えていくというような方向になったと思うので、その部分で、まず安定型にあってはおかしい有害なものは除去するという考え方に関しては賛成いただけるんじゃないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

梶山委員

有害物という概念がある意味大変曖昧だと私は思っています。有害廃棄物ということに関しては、廃棄物処理法上定義規定がありますが、それでは有害廃棄物以外のものは有害ではないかという、これは決してそういうことではなくて、例えばアンモニアだとか、分解してアンモニアを出したりというものも、当然生活環境の保全上の支障をもたらしますし、有機物であっても、それが、濃度が濃くなって溶け出せば、これは当然有害な働きをするわけでありまして。

それと、今までの掘削調査の結果でもそうだと思うのですが、生活環境の保全上支障を与えるもの、顕著なものと顕著でないものは当然ありますけれども、それがほとんど不可分一体のものとしてまざっている。特にそれが、場所が特定できれば別ですけれども、そうではない限り、基本的には有害物の撤去というのは、この処分場に関して言えば、要するに全量撤去を基本とするという考え方しかとれないのではないかと考えているのです。ただ、現実には、ここは確かに間違いなく特に有害なものがあるというのなら、それは先に取るというのは一つの合理性があると思いますけれども、私の理解では、基本的な方向としては全量撤去と言わざるを得ない状況なのではないかと考えています。

早川委員

議論は2つあると思うのです。まず、今回の委員会で、答申の結論部分、コア部分を決めるか決めないかという問題があります。決める場合、それと重なるわけですけれども、全量撤去でいいのかどうかという問題です。

まず、いずれにしる今回私は決めるべきだと思います。もう時間がないです。それでまず決めるか決めないかの合意を先に皆さんでとったらどうですか。

- 岡村委員長 じゃあ、採決をしましょうか。今の早川委員の意見に賛成の方、議題とすることに賛成の方。
- 梶山委員 もう一度整理しておきたいのですが、決めるというのは、今日その基本的な方向を決めると。委員会としての意見を決めるということですか。
- 早川委員 はい。
- 岡村委員長 じゃあ、決めるということに賛成の方挙手をお願いいたします。(賛成者挙手) ありがとうございます。
- じゃあ、決めるということになりましたけれども、どうなりますでしょう。
- 島田委員 私自身は、余りにも欠席の委員が多い中でどうかなと思ったのですが、決めるということになりましたので、私の見解を述べさせていただきますと、基本的には、先程述べましたように、産廃特措法ということをして直近ににらみながら、緊急的な対策を中心に据えた答申を書く。もちろん、長期的にはやるべきことはたくさんあるでしょう。有害物の特定も難しい面がありますが、追加的にやるべきことはやるべきだと考えます。しかし、當座委員が先程おっしゃったように、緊急対策、これだけ住民の方々のご心配がありますから、やるべきことはやる、そこを据えるべきだと思います。以上です。
- 早川委員 私のお配りした早川修正案の 11 ページの緊急対策の範囲は、まさに今島田委員がおっしゃっていたことでまとめております。産廃特措法の適用をにらんだ緊急対策をすべきだという答申です。
- 當座委員 先程有害物の話の中で、梶山先生の方から有機物も入ってくるという話をいただいて、そのとおりだなと思うのですが、木村委員の方から意見が出ていて、14 ページに、全量撤去についてという中で、「許可品目外の不適正処理物をすべて出す」と。あそこは安定型 4 品目しか入れられないのだと。それ以外のものというのは、おっしゃったみたいに有機物も含めて有害なものもそうですけれども、そういうものがあるから今こういう事態になっていると。それに加え、R D社のほうで粘土層を削って大きな穴を幾つもつくったことで、直接廃棄物を通った水、浸透水が地下水のほうに流れていって、地下水汚染を起こしているという状況なので、今回わかった Ks2 帯水層と廃棄物が接しているところの廃棄物をどけて修復しないと、いつまでも漏れた状態にしておくというのはよくないので、その上にある廃棄物土なり廃棄物というのがその汚染を起こしている一因であると思いますので、その遮水対策をとっていくということを緊急対策に入れていただきたいと思うのと、高濃度に鉛が埋められている 5,000 m³というのは、あそこの部分はだれが見てもというか、県の見解によれば、土対法の基準を超えて高濃度に鉛があるということで、処分場ですので土対法は適用されませんが、それだけのものが出てきて、安定型の処分場であるのにそういうものがあると。その部分に関しては撤去していただくというのも、両方入れていただきたいなと思います。
- 横山委員 繰り返しになりますが、全面撤去を基本として、緊急対策として廃掃法をにらんだ案をつくるということをやっていただきたいと私は思います。
- 梶山委員 それに私も基本的に賛成いたします。基本としては全量撤去で、じゃあ緊急対

策として何が必要かというのが今日ここで決められれば一番いいのですが、決められなかったら、次回委員会の前までに、これだけはぜひ緊急対策として必要だというものを至急出してもらおう。今、當座さんがおっしゃったのも一理あるお話だと思います。

岡村委員長　　ということで、基本的な方向は決めるということですが、なかなかその基本的な方向が決まらないのですけれども。

早川委員　　よくわからないのですけれども、基本的な方向は皆さんが言っているとおりだと思うのです。だから、全量撤去を基本とすると。緊急対策は、特措法をにらんだ範囲で考えると。そういう形で答申案をまとめましょうというところで、今、各委員みんな言葉をそろえたと思うのですが、違いますか。

島田委員　　全量と今おっしゃったときの全量は、當座委員がおっしゃる有害物あるいは有害廃棄物を含む汚染物に加えて埋め立てられているものを全て撤去するという意味でしょうか。今早川委員がおっしゃったのは、有害物だけではなくて、全部掘り起こして撤去していくということでしょうか。

早川委員　　廃棄物そのものを持っていけという形での対策案は立てられないですね。有害な廃棄物がある、だからそれを撤去せよということです。ただ、結果的に、先ほど梶山先生がおっしゃったように、それが廃棄物全体の撤去になる可能性はあると思います。

島田委員　　今の議論は、私なりに整理すると、今日前半の議題で掘削調査を行いましたね。もちろんあれがすべてだとはだれも思わないけれども、証言に基づき、過去の記録にも基づき、私が理解するに、埋まっていそうなところはきちんと調べていただいたのかなと理解しています。もちろん、ほかのところに出てくる可能性はゼロではありませんけれども。私が数回前にご提案したのは、そういった形での証言等に基づくきちんとした掘削、それから見つかったものの除去、一部保管というようなことを前提としながら、緊急的な遮水壁の工事に入るべきだというように提案しております。

梶山委員　　最終的な除去の範囲というのは、処理基準違反をしているかどうかというのが一つの目安になると思います。それ以外に、先程おっしゃったように、粘土層を壊したところは、先にその部分を手当てすべきだという當座さんのご意見も一理あると思うのですが、最終的にどこまで除くべきかという今の島田先生のご意見から言えば、除去すべき範囲というのは処理基準違反の範囲で、処理基準違反の範囲というのは何かというと、この処分場に関して言えば、安定4品目以外のものが入っているのは全部処理基準違反で、国の立法趣旨からいっても、処理基準違反のものは生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある、生ずるおそれという一般論としては認められているものですから、今までの掘削調査のデータから類推する限り、どの部分にも少なくとも処理基準違反のものはほとんど必ずと言っていいほど混入しているということで、日常的に処理基準違反のものが運び込まれていたと。少なくとも今までのデータを見る限り、そう類推しても間違いはないだろうと思います。ですから、特にそれに反することが工事の実施段階で出てくれば別ですが、そうでない限り、最終的な目標は、あそこに埋まっている

- ものを全量撤去する、廃棄物として持ち込まれたものを全量撤去するということになると思います。
- 尾崎委員 先程も全量撤去の話がありましたけれども、全量撤去の意味がまだ統一をとれていないのかなと。思いは同じだと思うのですが、有害物の全量撤去という場合と、それから本当に完璧に全量を撤去するのだと。その中には安定4品目も当然入ってきてしまうというような、そう思われる場合もあると思うのですが、私は、安定4品目は、分けられるのだったら、残しておいてもいいだろうと。そこを明確にしておかないと、言葉だけが歩いていくということがあるのではないかなと思います。基本的には有害物の全量撤去でいいわけでしょう。分けられる分けられないという問題があって、分けられないのだったら持っていったらいいわけでしょう。
- 早川委員 そういうことです。
- 尾崎委員 そういうことでしょうか。だから、その辺りをしっかりとっておかないといけないのかなと思いました。
- 横山委員 全量撤去という言葉の中に何が入るかということですね。
- 尾崎委員 結局そういうことになります。
- 横山委員 必要条件をちゃんと書いたらいいわけで、例えば有害物撤去、処理はちょっと入れないとして、水処理、粘土層の修復、それから焼却炉のダイオキシン類の撤去というような形で、全量撤去の内容をちゃんとできればいいわけですね。そうしたら、有害物でないものは残しておいてもいいに決まっているわけですから、僕も残しておいてもいいと思いますし、安定型処理場として違法でないものは残したらいいと思いますが、その辺のことまで今決める必要があるかという問題で、むしろそういうことを含みにして、何が全量撤去の基本的条件かということこれから決めることで決めていくというようなやり方をしないと、それこそ早川さんじゃないけれども、間に合わないのではないかなと思います。
- 横山委員 考え方は賛成ですが、先程から申し上げていますが、有害物というのはそもそも法律上定義がないので、廃棄物処理法に乗るのならば、処理基準違反物という区別が一番明確だと思います。それと、これは特措法の基本方針にもあるのですが、周辺土壌まで含めるかと。周辺土壌も汚染されている場合には除去の対象に含めるべきだというのが基本方針にあるわけです。ただ、そこは、実はやっていると切りがないので、基本的には処理基準違反の廃棄物という形に現時点では限定せざるを得ないのではないかなと思います。
- 早川委員 大体話が煮詰まってきたと思うので、そういう形で、つまり処理基準違反のあるところにある廃棄物に関しては全量撤去するという基本方針に基づいて答申を出すという形で、次回、事務局あるいはコンサルさんの方にその答申案を提示してもらうという段取りでいかがでしょうか。
- 島田委員 有害物の定義が曖昧だということで、違法な廃棄物という定義ということですが、けれども、しかし一方で、それを經由して汚染した土壌もあって、それを考えていくと、A1なりA2というのは非常に長期を要する。そして、土木構造的に、今日樋口副委員長からのご指摘もあるような懸念もなきにしもあらずと。そうい

うようなところの中で、そういう工法の勉強をせっかくしてきて、しかも非常に近接している団地もある。そういうものの中で、全部を掘り返して、場合によってはテントから、あるいはプレハブから何か有害なものが飛散したり、あるいはそういったものが暴風雨で倒壊したりするおそれもなくしにせよ、そういうようなリスクの中で、本当にその部分の話に切り込んでいっていいのかというのが私個人の懸念です。近隣にお住まいの方がもしおられましたら、そういった十数年に及ぶ全部を掘り返していく工事に対するご懸念というのが本当はないのかどうか、私自身お聞きしたいと思います。

山田委員

実は昨日、うちはほぼ近隣と言われるところの自治会ですけれども、この話をさせていただきました。16年、ほとんどの人間は我慢できない。3年、3年では本当にできるのかわからないので、それも我慢できない。両方我慢できないというのが実際でした。僕も、処分場から20mぐらいしか離れておりません。今回の調査でも臭いは来ていました。明らかにこれはごみの臭いだなというものもありました。16年間我慢できますか。私、その頃はもう退職して60歳を超えております。我慢でけへんなという気がします。しかし、何もなくなったら、まあええかなという意見もありました。

でも、3年間で対策をしました、水は大丈夫ですよ、でも、ここの中には、まだごみ全部がOKかというのがわかっていない状態でそこへ住めるか。そこでもモニタリングはするけれども、何もそれ以上ごみを動かさないという状態で、そこから先30年、40年、孫やひ孫の時代で住めていけるかと。それは絶対無理やろうと。コンクリートの遮水壁は、大体30年が限界と違うかと。耐用年数が30年と。それなら、31年後は全部つぶれてしまうのかな、そこからどう対応してくれるのかなと、その心配が今度は出てきます。

そういう状態の中で、全量撤去か、一部そこで浄化処理なのかというよりも、今ははっきり言ってわからない状態です、実際横に住んでいてもね。だから、最低限、大きな問題で、A1、A2じゃなくて、A案、全量撤去はどうだ、この対策委員会でA案を支持しましょうと。できないなら、B案のこの部分で、1、2、3もある、こんな幾つも要らないと思います。A案かB案どっちかで行きましょうよという話で持っていってもらえない限り、住民に、うちのところの住宅の人たちに言えないと思うのです。

ましてや昨日のことですけれども、木曜日の新聞に、県の職員さんが、特措法では全量撤去は難しいというのをマスコミ報道してしまっていると。それを昨日言われて、これはどういうことなんや、浄化処理しかない、3年のこれしかないやんかということ昨日言われて、山田さん、明日行ったらちょっと聞いてえなということ言われてきたんです。だから、実際ここですぐにやらなあかん対策、これから恒久的にやらなあかん対策、それよりももっと、漠然とでもいいです。こうやっていくのだよというのが、私らほんまの近隣の住民の知りたいところです。よって、私はここで採決するというのに手を挙げさせていただきました。

岡村委員長

いかがでしょうか。

梶山委員

今のお二人のご意見は、私も大変大事な事だと思えます。先程全量撤去の例

で新潟県の例が出ましたが、これは私、全部最初から最後まで代理人をやった事件でありまして、住民との間で、住民の方がこれには耐えられないという事態が当然予想される。これは、実際にはやってみなければわからないのですけれども、その場合、私自身の経験で言うと、一番大切なのは、当初にしっかりした住民協定をつくる。それで住民の方からクレームが出た場合には、住民からのイニシアチブをとって工事を中止して、その先ある程度きちんとした対策が立てられるまでは工事を再開しないという住民が納得できるようなシステムと協定を最初にきっちりやった後でないとはスタートしてはいけないと。健康被害、生活被害については常に住民がイニシアチブをとって、そのモニタリングシステムと同時に、いつでも工事の中断、工事方法の変更をできるという柔軟性がないと、恐らくおっしゃるとおり10年、15年というような長期間の工事は達成不可能であると。

そういう意味では、これは今の時点では難しいのかもしれませんが、住民対応を真っ先に考えてそれを答申案に入れるべきではないかと。私自身の経験ではそういう事例を幾つも経験しています。その中でも、一つの例として言えば、住民と原状回復する事業者との間で定期協議、随時協議という制度を設けて、モニタリングデータを見ながらこれに対してはこういう対策を立てる、これに対しては一旦工事を中止しろということが住民のイニシアチブでできるというシステムをつくった場合には何とかうまくいくという事例を幾つか経験しています。

岡村委員長

いかがいたしましょうか。有害物の除去という点では意見が一致しているようですけれども、いきなり全量撤去ということをごここで即決めてしまうというのは、私としては若干躊躇を感じるのですけれども。

では、それぞれの委員の方々、またご意見を出していただいて、次回はまさにこの問題を正面から取り扱うことになると思います。

早川委員

同じことを何度も言うのですけれども、答申案はいつ出るのですか。つまり、今、大体基本方針が決まりつつあるかと思うのですが、今回は答申の素案、本当の結論部分が入った文章が出てくると考えて、というか、そうしないと間に合わないのですけれども、そこまで出るのですね。

岡村委員長

後2回予定されていますから最後のところで答申案を出すということですね。

早川委員

そうすると、文章になっている素案の結論部分が出てくるのは26日ですか。

岡村委員長

書き方によりますけれども、場合によってはそうなりますね。

早川委員

21日の段階では何をやるのですか。

岡村委員長

今の論議ですね。

早川委員

この協議を続けるのですか。

岡村委員長

はい。

早川委員

大分今日の議論が煮詰まってきたと思うのですが、それに何を付け加える形で1回分を設定するのか、よくわからないのですけれども。

岡村委員長

例えば、今出たとおり、有害物の除去という点では大体話の一致を見ているのでしょうかけれども、全量撤去ということまで全員意見の一致を見ているかどうかは問題ですね。それに、私はやっぱり今日欠席されている委員の方からも意見は聴取したいと思います。

早川委員 話がもとに戻るのですけれども、基本方針は今日決めるのですね。その基本方針というのとは。

岡村委員長 決めるといふことを決めましたけれども。

早川委員 決めるといふことを決めたよね。今、話の中で、議論が出てきているのは、不適正に処理された廃棄物、それは撤去しましょう、全量撤去しましょうというところの話ではまとまりつつあったと思うのですが。

岡村委員長 いや、私は、そこはまだ承知はしていません。

早川委員 じゃあ、議論しましょうよ。そこまではやっぱりやらなくては。文章化する答申案でも、いろいろ今日みたいにさまざまな問題が出てくるわけですよ。26日にぼんと答申案が出て、これで納得しろとって紛糾したら、もう二度と集まる時間はとれないのですよ。26日、31日までもう数日しかありません。31日に我々の任期が切れます。

岡村委員長 26日の段階で、全員表現で一致をしなければ、一致をした範囲内で、あとは、申しわけないですけれども、委員長に細かい表現は一任していただくということになるだろうと思います。

早川委員 それは納得できないですね。ここまで我々一生懸命議論してきたわけですから、画竜点睛を欠くようなことはすべきではないです。今できることはちゃんと詰めていって、次はどうするかという段取りがこの段階でできるのですから、なぜそれを避けるのかわかりません。

岡村委員長 私は、もう少し広く意見を聞きたいと思っています。

當座委員 今、全量撤去という言葉が、委員さんによってその受け取り方が、そのままずっと受け取れる方と、ちょっとそれには抵抗があるという意見が出ていると思うのですけれども、先程梶山先生がおっしゃった処理基準違反物、廃掃法で言えばそういう言葉になると。木くずとか金属くずとかですね。その中に、ドラム缶の中にあった廃油が土壌、廃棄物土についてというか、汚染されてしまうと、処理基準違反物によって汚染された土壌というものも入ってくると思うのです。だから2つ、違反物と、違反物によって汚染された土壌というものをこの処分場から出していくという言葉にというか、全量撤去と言ってしまうと、いろんな捉え方があるので、全量撤去という言葉ではなくて、処理基準違反物と、違反物によって汚染された土壌というような言葉で置きかえて、これから表現していく方がいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

尾崎委員 私もそれに賛成します。全量撤去の「全量」の意味が、法律的にですらはっきりしないときもあると。今、現実に有害物すらちょっと思いは違うのですけれども、それを事細かに一致させるというよりは、何を撤去するのかということをしつかり記述する方がですね。それから、分別できるかどうかというのは技術的な話なのです。お金があれば、やろうと思ったらできるし、そんなところでごたごた言うよりは、撤去すべきものをしつかりと書く。それから、先程廃棄物の全量撤去とかいう言葉もありましたけれども、私はそれだけには賛成はしません。土壌、特に廃棄物と接している部分は、わかりませんが、通常は汚染されていると見るべきものであって、それを残しておいて後で処理しましょうという

田村委員	<p>のは、私、処理屋というか、処理を専門にする者ですけれども、源を残しておいて処理するなどという話は、処理の観点からしても変な話です。明らかにわかっているものはちゃんとすべきなので、そういうものも含めて何を撤去するのか、しっかりと大項目で書くべきだと思います。</p>
	<p>私も、尾崎先生を含めて、當座さんの意見に賛成です。対策委員会としての大きな方向性としては、そういう方向でいこうと。その次の段階として、特措法をどう組み入れいくかと。これは、どのように手段を持っていくかということになるかと思いますが、まず大きな方向性としてはそこを一致していただいて、次の段階として、特措法を組み入れるための一つの緊急対策として、方向性を決めたその方向の目的を達成するためには、現段階として特措法をどう活用していくのか、その次の部分はどのようにしていくのかという2段階で構えていかないと、時間的にもうないし、予算的にも厳しいような状況がある中では、なかなか大変だと思いますので、大きな方向性としてはそういう方向でいていただきたいと私は思います。</p>
岡村委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
島田委員	<p>繰り返しになるかもしれないのですが、原則そういうことでやっていくと。しかし、委員提案も含めて、せっかく工法の詰めも相当やってきたわけですね。それとセットになるわけですね、その提案は。そうすると、先程山田委員、よくご発言いただいて、感謝したいと思うのですが、そういうご懸念が現実にあるというものは、どのように考えたらよろしいのでしょうか。</p>
早川委員	<p>私の提案の14ページ、対策実施に当たっての課題という形で幾つかまとめます。そのうち、土地所有と地域連携という項目を1項目、答申案の中に入れました。こういう形で配慮したらどうかと。これは、もともと三者提案の意見をそのまま入れたわけですが、答申案の中に、地域連携をしていかなければいけないという案をちゃんと入れていく。北尾団地を初めとする周辺自治会、住民グループとの信頼性の確保という形で、先程梶山先生がおっしゃった協定のような話を持ってきます。それから、栗東市との連絡・協力体制と。こういったことも、実は行政対応検証委員会で、そもそもこの問題が起きた一つの要因として、地域連携が十分ではなかった、地域との連携強化ということを今後の対策として打ち出されていますから、それは答申案の中に入れた形で答申案を出せば、今島田先生がおっしゃっていたことはクリアできるのではないかと考えています。</p>
島田委員	<p>それでクリアできるかどうかは、多分住民さんのご判断になるのではないかと、私がお答える立場にもないですが、依然として私自身としては、もし私が、そういう立場に入っているわけではないですが、北尾団地に住んでいるとすれば、こういう十数年にわたる掘り返しの工事というのは正直耐えられないなと思っております。これは、専門家としての意見ではありません。</p>
岡村委員長	<p>ということで、有害物を除去するという方向では一致していると思うのですが、それ以上今日この段階で一気に決めてしまうというのはどうかと思いますので、その点は次回論議をしたいと思います。</p>
横山委員	<p>今日のここ20分ぐらいの議論を中心に、白紙のところの文章を、早川委員の</p>

提案もありますので、つくっていただけないかと思います。決める決めないは別として、大体委員の意見は、全量か全面が有害物が、あるいは処理基準違反か、有害物の周辺の土壌も含めてかわかりませんが、そういうものをちゃんと考えた上で、恐れ入りますが、次回までに答申案を書いていただくことはできないでしょうか。

岡村委員長
梶山委員

ですから、それぞれの委員も提案を出していただきたいと思いますが、処理基準違反物、正確に言うと処理基準違反廃棄物と、それによって汚染された周辺土壌を全部撤去する、ここまでは私は合理的な話だと思います。確かに、今日欠席されている委員の方も多いわけですが、それに緊急対策として特措法をにらんで何が必要かと。今日の議論の経過を、今日欠席された委員の方に至急その要点を伝えていただいて、少なくともその2点に関しては、欠席された委員の方にも至急意見を寄せていただくと。その上で、最終的な、早川委員がこれだけつくるのも大変だったと思うのですが、これも一つのモデルとして、今ここにいる方の多数意見として今のことが出たと思うのですけれども、同じことについても、欠席された委員の方に至急意見を寄せていただきたい。その上で、次回には対応がほとんどまとまる形でやっていかないと、委員長が、最終的に3月26日にまとまらなければ、あとは任せてくれとおっしゃいましたけれども、私は、26日は出られない予定ですが、任せてくれと言われても実は困る。

岡村委員長

任せてくれと申し上げていますのは、何も私が結論を決めるということは申し上げておりませんで、答申書の細かい表現の部分などについては任せていただかないだろうと。

梶山委員

細かい表現程度のことと終わるかどうかがというのがまだ全くわからないわけで、21日にほとんど内容が固まらないと、細かい部分だけということにならないと思います。

岡村委員長

今日かなり議論が出尽くしましたから、大体次で決まるのじゃないですかね。意見が一致するかどうかはともかく、それぞれの立場というものは明らかになるのではないかと考えています。

梶山委員

その辺は見通しの問題ですから、議論するつもりはありませんが。

岡村委員長

では、時間も時間ですので、議題(4)についてはこれで終わりたいと思います。

(5)
その他

上田室長

次に、議題(5)のその他についてでありますけれども、さっきから問題になっているとおり、委員会はあと2回のみとなりました。これからの取りまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

ただいまのご審議を受けまして、まず今日の資料3でございますが、皆様にいただきましたご意見につきまして、可能な限り私どもの報告素案にすべて載せていきたいと思っております。例えば、梶山先生から構成をというようなこともございませぬけれども、それはとりあえずこのままにさせていただいて、あと、加筆しろ、修正しろということについては全部修正をさせていただいて、すべて網羅的に書かせていただこうと思っております。それを配付させていただいて、3月21日にご意見をいただこうと思っております。

それと、今私どもが白紙のところについて、前提を今ご審議いただいておりますが、それはあらかじめご意見をいただいて、21日に配付をさせてもらったらどうかと思っております。

もう1つは、以前に一度対策工についてのご意見をいただいた方もおられるわけですが、どの案がいいのかということ資料としていただいて、それも配らせていただこうと思っております。

それと、今日の会議録の最後の部分、先程ありましたが、それもできるだけ早く議事録としまして、肝心なところだけでございますけれども、その部分を議事録にしまして、早急に皆さんにお配りしたいと思っております。その時点で、今申し上げた資料を送ってほしい、もしくは確認してほしいということの文書を出したいと思っております。

早川委員

事務局を信頼しないわけではないのですけれども、毎回毎回各委員の意見の寄せ集めというような形で資料が出されても困るわけです。もう時間がないわけですから。ちょっと気になったのは、素案をもとに、今出た意見を入れるというようなことを言いましたけれども、今の議論を踏まえて、素案をちゃんと再構成してください。そして、答申案としての元々のたたき台になるようなものをつくっていただきたいということをお願いします。さっき横山先生がおっしゃったことと同じことです。

上田室長

各委員さんのご意見を私どもの方で抜いたりというようなことではなくて、せっかく私どもの前回出させていただいた委員会報告素案に各委員さんからご意見を頂戴したわけでございますので、それを反映した形のものでそしてRD最終処分場に採用すべき対応策については、またご意見をいただいた上で載せたいと思っております。だから私どもの方でそれを考えてつくれというのは無理です。

岡村委員長

30ページの部分は無理だと思います。30ページの部分は事務局では書けないと思います。

梶山委員

について今日いろんな意見が出たわけですね。少なくとも基本的方向という意味と緊急対策という意味で意見が出ましたよね。少なくともその経過はきちんと反映していただかないと、それが全体の最終的な結論かどうかは別として。

岡村委員長

ですから、この部分は、出た意見を書くということで、事務局が成案を書くというのは無理だと思います。それは、そこまでまとまっていませんから。

梶山委員

基準違反の廃棄物と、それによって汚染された土壌を除去するのは基本的方向だと。それは、全員一致ではないですけれども、今日の委員会の大勢の意見だということ踏まえた上で書いていただきたいということです。

岡村委員長

ですから、ここところは箇条書きぐらいで書いていただくしかないですね。1つの文として書くのは無理だろうと思います。

早川委員

そうすると、先程も言った話にまた戻ってしまっただけで、僕たちが答申案というものを検討できるのは26日になるわけですか。

岡村委員長

最終の答申案はそうですね。

早川委員

そうすると、そこでいろいろ文句を言ったって、時間がなくて、また委員長一任という形になるというのは目に見えているじゃないですか。

岡村委員長 それは委員長一任にならないでしょう。それは答申案が出ない。

早川委員 だから、今ある程度議論したことを踏まえて、答申のたたき台をつくってください、本当の中身のある文章を。

岡村委員長 それは無理です。

早川委員 山仲部長、つくれないのですか、そういうことは。

山仲部長 いつも事務局が出すと、事務局が勝手に出すとおっしゃるから、遠慮しているのですけれども、皆さん方の総意で、委員長がそういうように判断していただいたら、いわゆる最終形を想定した構成と文章というのは、事務局としては、仕事はいたしますが、それでいいかどうかですね。

早川委員 是非そうしていただきたいのですけれども、委員長、いかがですか。

岡村委員長 では、事務局と相談いたします。

山仲部長 もう1つ、仕事のやり方で確認させてもらっていいですか。そうすると、今、どれかをたたき台にしないといけません、事務局がつくっている素案のいわゆるフレームといいますか枠組みで、個々の意見、今日いただいたり、過去にいただいている意見を入れた形で、決着がつかない部分については2つ書いておく、あるいは3つ書いておくという形でよろしいですか。それと、今早川委員から出されたこれも含めてということですか。フレームは、今までの県のフレームでよろしいですか。

早川委員 私としては、従来の事務局案と三者案をハイブリッドしたというつもりでいるのです。ただ、素案に入れ込むという形になると、骨組みが事務局案になりますよね。ある程度いたし方ないところもあるかと思えますけれども、もう少し再構成ということを大胆にやってもらってもいいかなと。つまり、梶山先生のように、結論を先に述べるべきだというご意見もありますし、その辺も加味して考えていただきたいと思っています。

岡村委員長 相談いたします。

梶山委員 結論を先に書くべきだというのは結構大切なことなので、裁判でも答申でもそうですが、普通そういうスタイルですよ。まず何を言いたいかが最初に出てこない、はっきり言うと読む気がしない。これは、是非考慮して検討してください。

岡村委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。なければ、本日の議題はこれで終了したいと思います。本日予定しております議事は以上でございます。

その他、全般についてご意見、ご質問がございましたら。特にないようでしたら、これで本日の第13回対策委員会を終了させていただきます。

事務局から改めて意見照会をさせていただきますので、期限厳守で回答をよろしく願いいたします。事務局には、本日の議事における意見などを踏まえて、次回の準備をお願いいたします。

この後、事務局から連絡事項がありますので、よろしく願いいたします。

3.閉会	司会	<p>長時間熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございます。</p> <p>先程もありましたように、今度は3月21日ということで来週の金曜日になります。1週間ございませんので、今日この場所で次回の出欠の確認をさせていただきますので、お帰りのときにまた事務局の方に提出していただきたいと思えます。時間につきましては、1時から同じこの人権センターをとっておりますので、21日の金曜日午後1時からということによろしくお願いいたします。</p> <p>以上、事務的な連絡を終わらせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
------	----	---